

伊那市子どもの未来応援計画



令和4年3月

長野県伊那市

はじめに

平成 26 年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、子どもの貧困が取り上げられることが多くなりました。SDGs が社会に浸透してきている中、貧困に対する国民の意識も向上しています。さらに、コロナ禍の長期化も貧困対策への注力につながっている状況です。



子どもの貧困と言われますが、子どもだけの貧困ではなく、子どもとその保護者や家族の貧困です。経済的困窮のみならず、養育力不足などによる困難にも対応する必要があります。成長過程にある子どもの心と体を満たす暮らし、日常そのものが大切であると考えます。

子どもを取り巻く環境は複雑化し、多岐にわたる連携が必要で、行政のみならず地域の力が重要です。行政にしかできないこともあれば、地域にしかできないこともあり、協力し合いながら課題解決に取り組まなくてはなりません。

世代にまたがる貧困の連鎖を断ち切り、未来を担うすべての子どもたちが、心も体も健康に生きることのできる社会の実現を目指し、この計画を推進して参りますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、調査にご協力いただきました関係機関や市民の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げますとともに、一人でも多くの方に子どもたちの支援へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

伊那市長 白鳥 孝

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	子どもの貧困とは	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画策定の経過	3
	（1）伊那市子どもの生活状況調査	
	（2）団体等アンケート調査	
	（3）各種会議	
	（4）パブリック・コメントの実施	

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1	国・県の動向	5
	（1）国の動向	
	（2）長野県の動向	
2	伊那市の現状と課題	7
	（1）伊那市のデータから見る状況	7
	（2）子どもの生活状況調査について	12
	（3）子どもの支援に関わる関係団体調査から	28
	（4）子どもの生活状況調査結果から見えてくる課題	33

第3章 施策の方向性、展開

1	計画の基本的な視点	36
	（1）基本理念	
	（2）基本方針と施策の展開	
	（3）子どもの貧困対策に関する指標	

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	44
	（1）全庁横断的な推進体制	
	（2）地域連携による推進体制	
	（3）子ども・子育て審議会	
2	計画の進行管理	44

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では子どもの貧困に対する関心が高まっています。全国の子どもの貧困率は13.5%（平成30年時点）で、7人に1人の子どもが貧困状態であり、特にひとり親家庭では、50%以上が貧困状態であることが取り上げられています。これは、OECD（経済開発協力機構）諸国の中で最悪の水準でもあり、大きな社会問題となっています。

全ての子どもたちの現在・将来において、生まれ育つ環境にかかわらず、夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む必要があります。伊那市においても、子どもの貧困対策は子育て支援施策の重要な柱の一つであるとの認識に立ち、対策を総合的に推し進めることとし、「伊那市子どもの未来応援計画」を策定しました。

2 子どもの貧困とは

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困という2つの考え方があります。

絶対的貧困とは、途上国や戦後の日本等のように、家もなく、食べ物もままならないような生活の最低限度を下回る状態にあることをいいます。

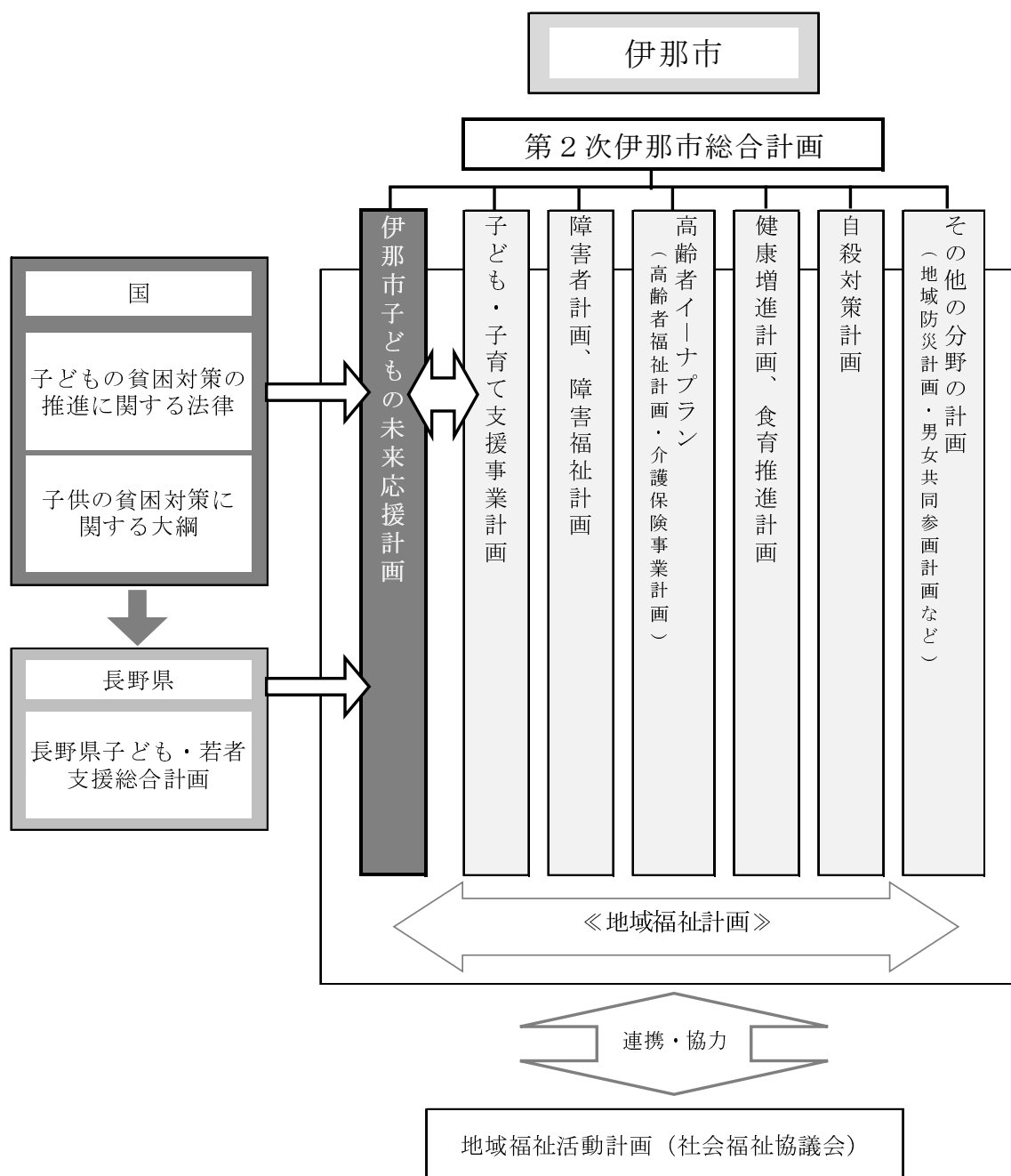
一方、相対的貧困とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態をいいます。絶対的貧困がそう大きく問題とならなくなったOECD諸国においても相対的貧困は存在し、特に子どもがそうした状態にあることが、子どもの貧困とされています。

平成27年に国連により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の1つ目に「貧困（貧困をなくそう）」が挙げられています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の規定及び国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく、「子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画」として位置付けるものです。

また、本計画は、「第2次伊那市総合計画」のほか、「第2期子ども・子育て支援事業計画」、福祉関連計画との整合を図るとともに、本市の実情を反映させた計画とします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年とします。

令和7年度以降は、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しをしながら、管理していくものとします。

5 計画策定の経過

(1) 伊那市子どもの生活状況調査

①調査の目的

伊那市では、貧困状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズについての状況等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

②調査の概要

●調査対象：伊那市内の公立小中学校に通う小学3年生から中学2年生までの児童生徒及びその保護者（無記名）

●調査期間：令和3年1月～2月

●調査方法：児童生徒：学校にて配布、回答、回収

児童生徒の保護者：学校配布、郵送・学校提出

●回収状況

学年ごとの配布・回収数

学 年	配布数	児童生徒 回収数	回収率	保護者 回収数	回収率
小学3年生	547	445	81.4%	279	51.0%
小学4年生	558	552	98.9%	347	62.2%
小学5年生	601	524	87.2%	334	55.6%
小学6年生	619	597	96.4%	358	57.8%
中学1年生	604	522	86.4%	371	61.4%
中学2年生	673	621	92.3%	408	60.6%
合 計	3,602	3,261	90.5%	2,097	58.2%

(2) 団体等アンケート調査

① 調査の目的

伊那市内で子どもに関する活動や事業を実施している団体等が、日頃の現場で支援・対応している具体的な対象やその実態、団体等が抱える困りごと等の把握を行い、子どもに関わる団体等の考えを本計画に反映させるために調査を実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象：伊那市内の団体・事業所・機関
- 調査期間：令和3年11月
- 調査方法：郵送・メールにて配布及び回収
- 調査対象団体等と回収状況

	配布数	回収数	回収率
幼稚園・保育園・認定こども園	28	21	75.0%
小学校	15	15	100.0%
中学校	6	6	100.0%
学童クラブ	15	14	93.3%
団体等	11	4	36.4%
合 計	75	60	80.0%

※団体等…子ども食堂実施団体、福祉団体、生活就労支援センター等

(3) 各種会議

伊那市では、庁内関連部署・社会福祉協議会のメンバーによる「伊那市子どもの貧困対策推進計画策定チーム」において本計画について検討、作成し、「伊那市子ども・子育て審議会」より意見聴取し、計画策定等を進めました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画について市民から広く意見を聴取することを目的に、パブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を踏まえた計画としました。

- 募集期間： 令和4年2月18日～3月10日
- 公開方法： 伊那市公式ホームページ、子育て支援課
- 提出件数： 7通13件

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1 国・県の動向

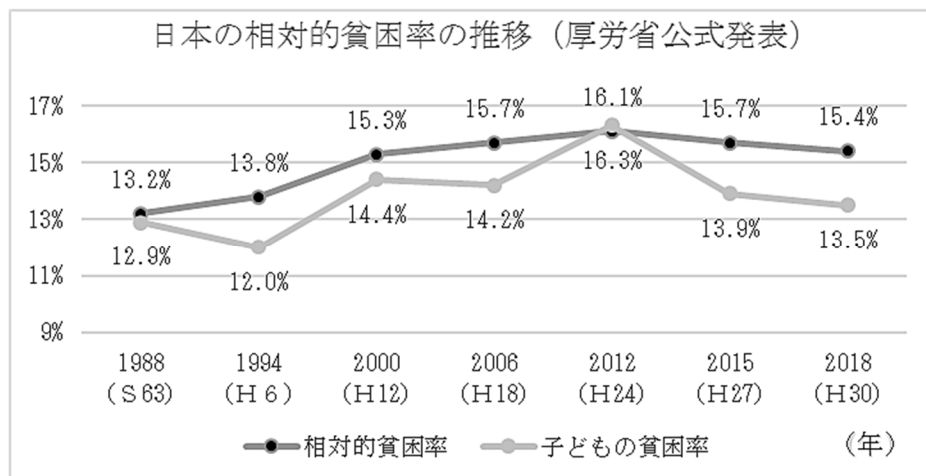
(1) 国の動向

国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図る等、早期の対策や自治体の取組みを充実させる方針が示されました。

その後、社会経済情勢の変化や、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを踏まえ、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること等を盛り込んだ、新たな子どもの貧困対策に関する大綱が改定されました。

① 貧困率の状況

日本における「子どもの相対的貧困率」は上昇傾向にありましたが、平成27年には13.9%と低下の兆しを見せ、平成30年には13.5%となっています。しかし、減少したとはいえ、いまだほぼ7人に1人が貧困状態であり、引き続き改善に向けた対策が求められています。



資料：国民生活基礎調査

②法整備・大綱について

平成 26 年施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」では、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げて、政府では様々な取組みを進めてきました。これにより各種の支援が進捗し、子どもの貧困率を始めとした多くの指標で改善が見られ、子どもの貧困に対する社会の認知が進んできました。しかし現場には、今なお支援を必要とする子どもやその家族があり、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあります。さらに、各地域で様々な取組みが広がっている一方で、地域による取組みの格差が拡大してきたことなどが指摘され、法律や大綱の見直しが行われました。

令和元年 6 月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村の計画策定についての努力義務化が盛り込まれました。

同年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、1 つは、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すこと、2 つ目に、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが目的・理念とされました。

(2)長野県の動向

県では、平成 28 年 3 月に策定した「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、家庭養育の支援、学びの支援、要支援家庭の孤立化防止等の施策を推進してきました。さらに、平成 30 年 3 月に、長野県子どもの貧困対策計画を含む、6 つの計画を一つにまとめた「長野県子ども・若者支援総合計画～子ども・若者の未来の応援～」を策定し、アウトリーチによる早期発見、早期支援及び貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援を充実させることを盛り込み、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年計画を推進しています。

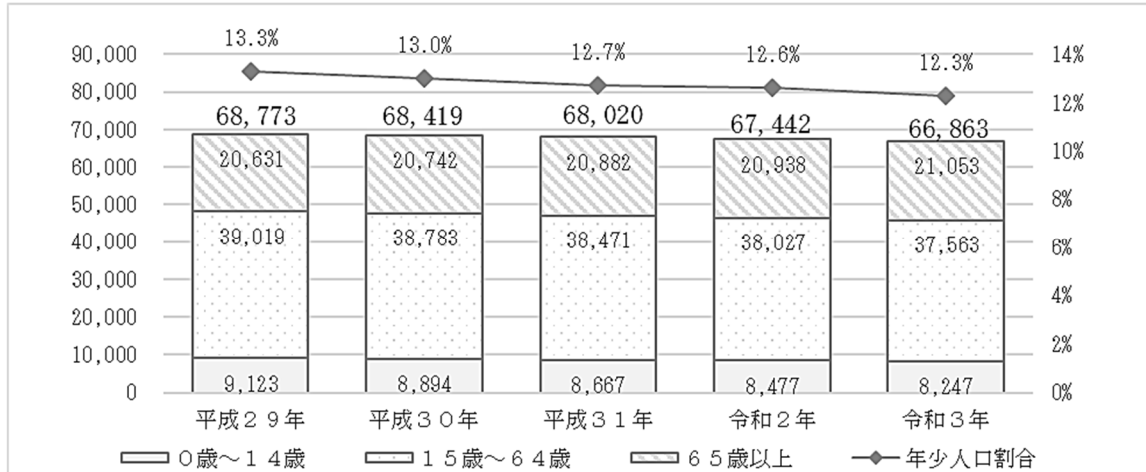
2 伊那市の現状と課題

(1)伊那市のデータから見る状況

①人口の推移

平成29年から令和3年を比較すると、総人口は緩やかに減少を続けています。0～14歳までの年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口はともに減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

【総人口】

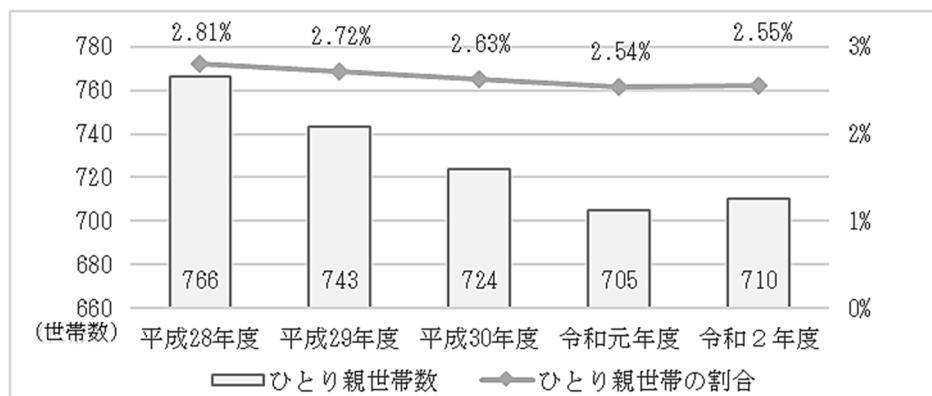


資料：住民基本台帳（基準日：4月1日現在）

②ひとり親世帯の推移

20歳までの子どもがいるひとり親世帯（ここでは、市にひとり親登録をしている世帯）の推移を見ると、平成28年度は766世帯で、伊那市全世帯に対する割合は2.81%でしたが、令和元年度は705世帯、2.54%となり、減少傾向となっていたものの、令和2年度は710世帯、2.55%となり、横ばい傾向に転じています。

【ひとり親世帯の推移】



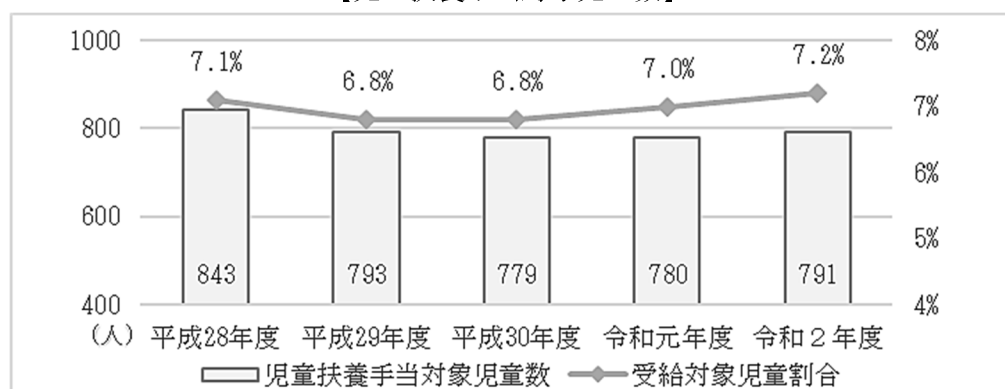
基準日：8月1日現在

③児童扶養手当対象児童数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当を受給中の対象児童数では、平成28年度は対象児童843人、全児童に対する児童扶養手当受給対象児童の割合は7.1%でしたが、平成30年度は779人、6.8%となり、減少傾向にありました。しかしながら令和元年度からは増加に転じており、令和2年度には791人、7.2%まで上昇しています。

【児童扶養手当対象児童数】



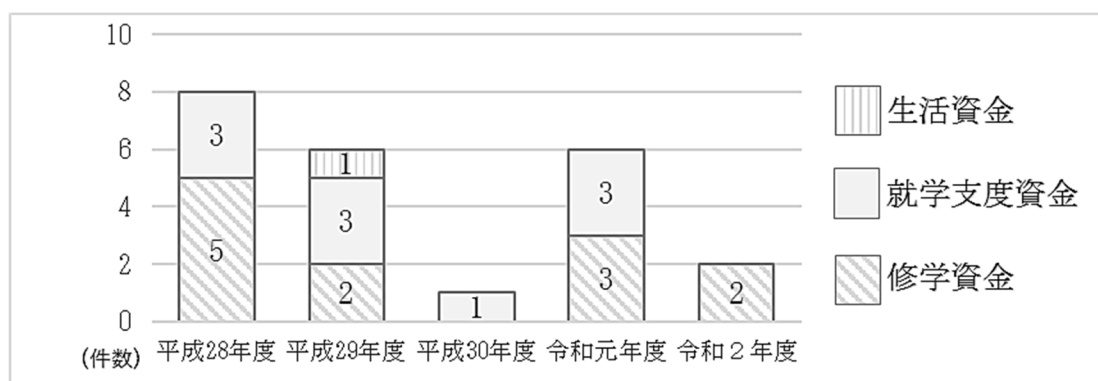
基準日：3月31日現在

④母子父子寡婦福祉資金貸付金利用者数の推移

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学等で資金が必要となったときに貸し付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに、生活意欲を促進し、扶養している児童の福祉を増進することを目的としています。

年度により件数にはばらつきがありますが、大学・専門学校・高校等への進学時の就学支度資金・修学資金の利用が多くを占めています。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金受給者数の推移】



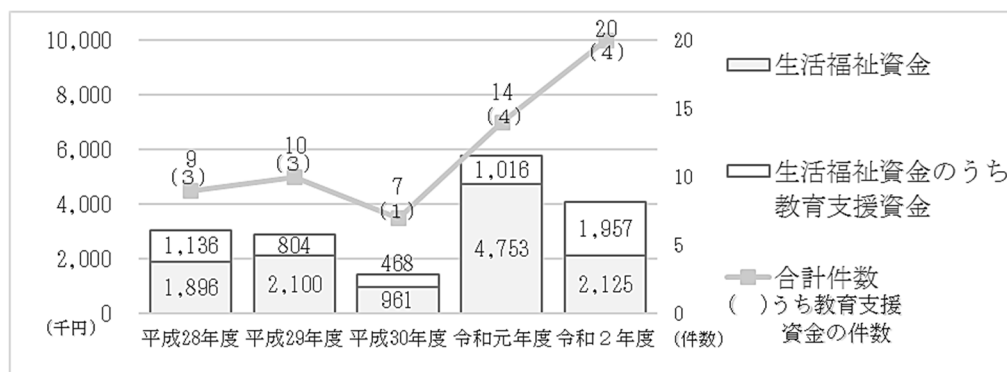
基準日：3月31日現在

⑤生活福祉資金貸付制度の推移

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子又は低金利で資金の貸付を行うものです。

平成 28 年度から平成 30 年度までは減少傾向にあり、平成 30 年度は 7 件、1,429 千円であったものが、令和 2 年度では 20 件、4,082 千円と増加しています。

【生活福祉資金の推移】



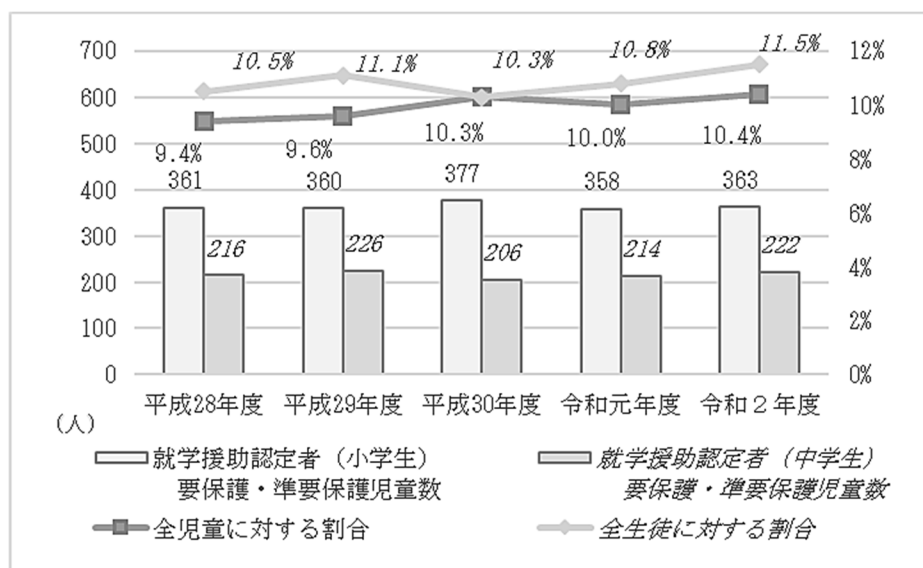
基準日：3月31日現在

⑥就学援助費の対象児童生徒の推移

就学援助とは経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助するものです。

増減はあるものの全児童生徒に対する割合は増加傾向にあります。

【就学援助費の対象児童生徒の推移】



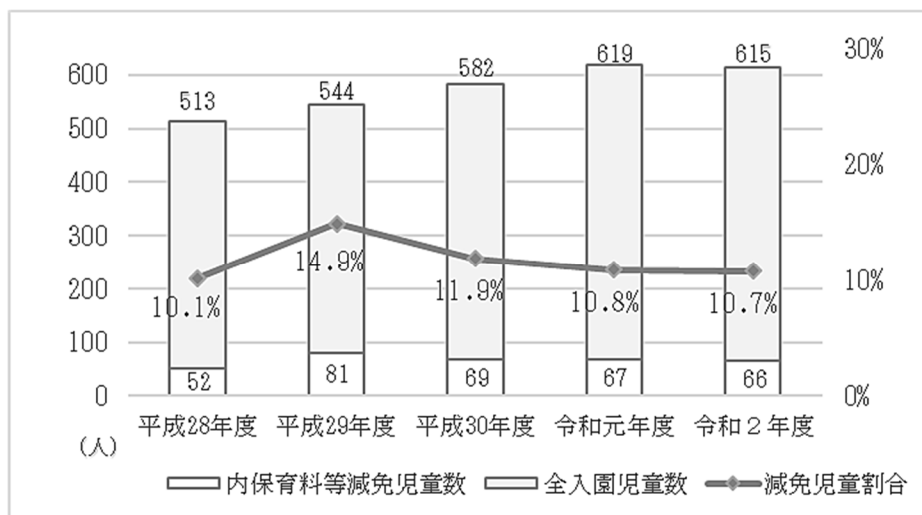
基準日：3月31日現在

⑦保育料等負担軽減児童数の推移

3歳以上児については国の制度で保育料無償化の適用がありますが、市独自に3歳未満児で非課税世帯、多子世帯の3人目以降児童について保育料を0円とし、ひとり親世帯と在宅障害児のいる世帯、2人以上の同時通園児のいる世帯は減額しています。

3歳未満児からの入園が増加しており、入園児数は増加しています。

【保育料等負担軽減児童数の推移】

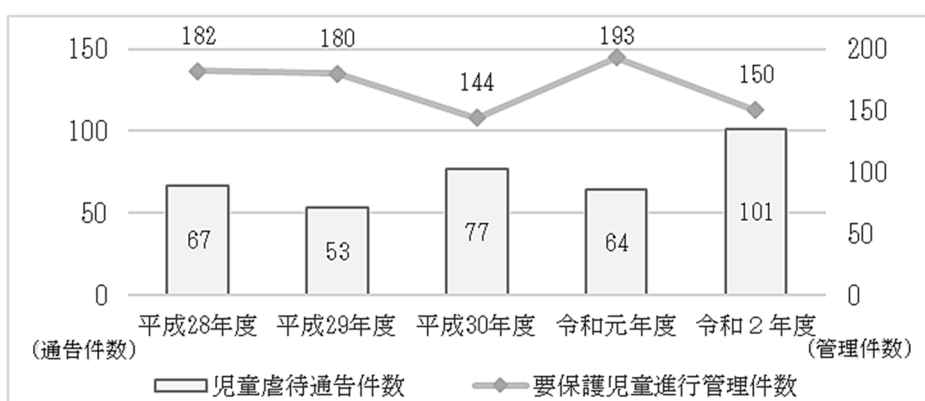


基準日：3月1日現在

⑧児童虐待通告件数の推移

平成30年度で77件の虐待通告件数が、令和元年度には64件と減少していましたが、令和2年度には101件となり増加しています。

【児童虐待通告件数の推移】

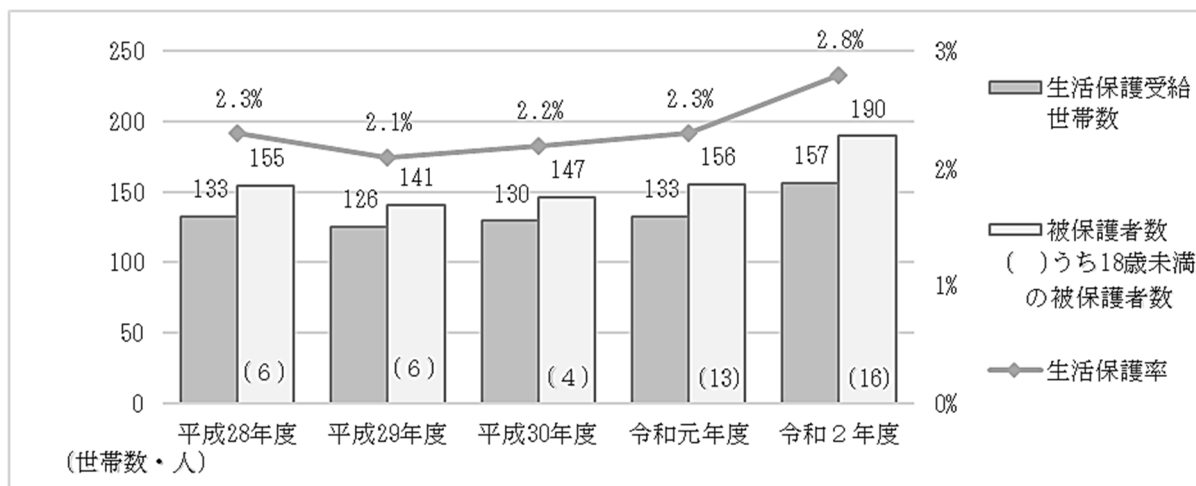


基準日：3月31日現在

⑨生活保護受給世帯数の推移

平成 29 年度以降、生活保護受給世帯数、被保護者数、生活保護率すべてにおいて増加しています。18 歳未満児童の被保護者数も 3 倍近くに増加しています。

【生活保護の状況】



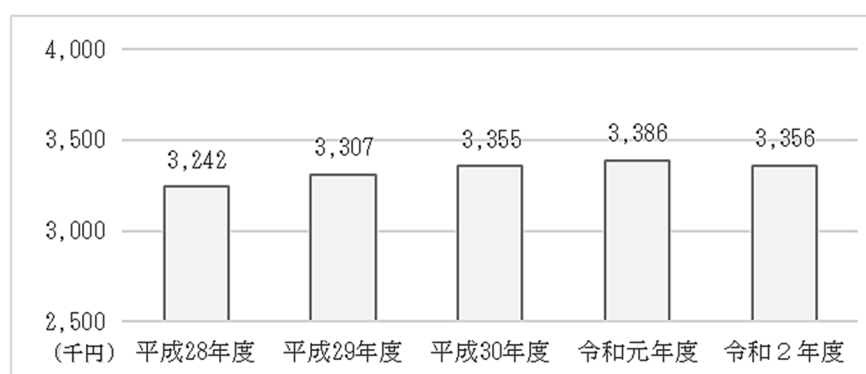
基準日：3月31日現在

⑩伊那市全世帯の「1世帯あたりの総所得金額等」の推移

合計所得金額（各所得金額の合算額）から、純損失や雑損失などの繰越控除額を差し引いて計算したものが総所得金額等です。

平成 28 年度に 3,242 千円であったものが、令和元年度に 3,386 千円まで増加しましたが、令和 2 年度は 3,356 千円へ減少しています。

【1世帯あたりの総所得金額等】



基準日：1月1日現在

(2)子どもの生活状況調査について

この調査では、世帯収入の水準と親の婚姻状況別に分析を行いました。結果からは、経済状況や家庭環境により、子どもの学習・生活・心理など様々な面において影響を受けていることが分かりました。特に、最も収入の低い分類の「貧困層」に入る世帯やひとり親世帯において、親子ともに多くの困難な状況にあることが分かりました。

貧困度の高い世帯の子どもほど、生活満足度が低く、基本的な生活リズムが乱れやすい状況にあり、保護者は暮らしの状況を「苦しい」、「大変苦しい」と感じ、自分は価値のない人間だと感じる割合が高くなっています。また、ひとり親世帯の生活困窮度は明らかに高い結果が出ました。

子どもの支援者の目から見て、生活困難状況にある子どもの状況には、家庭が地域から孤立している点が多く挙げられ、生活困難状況にある子どもに不足していると思われるものとしては、「健全な生活習慣・食習慣」、「心の状態の安定性・心身の健康」が挙げられました。

①類型化、分析の内容について

ア. 世帯の収入による判別・類型化について

この調査では、保護者の回答から、「世帯全体のおおよその年間収入(税込)」と「世帯人数」により、「世帯全体のおおよその年間収入(税込)」の中央値を含む選択肢より多いグループを「一般層」、中央値をさらに半分にした値を含む選択肢より多い方のグループを「中間層」、中央値をさらに半分にした値を含む選択肢より下のグループを「貧困層」として分類し、分析を行いました。

※中央値…低い人から高い人へと順に並べて2等分する境界値

	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 150万円未満	150万円以上 200万円未満	200万円以上 250万円未満	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	350万円以上 400万円未満	400万円以上 450万円未満	450万円以上 500万円未満	500万円以上 600万円未満	600万円以上 700万円未満	700万円以上 800万円未満	800万円以上 900万円未満	900万円以上 1000万円未満	1000万円以上
件数	7	11	30	55	64	75	103	119	143	159	297	263	233	160	113	177
%	0.3%	0.5%	1.5%	2.7%	3.2%	3.7%	5.1%	5.9%	7.1%	7.9%	14.8%	13.1%	11.6%	8.0%	5.6%	8.8%
2人世帯	1	3	5	10	9	6	5	4	4	6	1	2	1	1		
3人	1	4	9	13	20	16	28	17	13	27	47	33	19	24	16	26
4人	3	3	8	21	18	34	32	42	60	78	129	112	114	77	46	69
5人	1		7	7	12	14	25	37	38	32	73	76	57	30	37	46
6人	1		1	2	4	4	10	14	16	13	37	26	28	15	7	23
7人				1		1	2	5	8	2	7	14	12	10	4	12
8人		1			1		1		4	1	2		2	3	3	1
9人以上				1							1					



貧困層



中間層



一般層

イ．親子のマッチングについて

保護者の収入等による児童の結果分析を行うため、保護者と児童の調査票のマッチングを行いました。

親子のマッチング件数

学 年	配布数（人）	マッチング件数	マッチング率
小学3年生	547	249	45.5%
小学4年生	558	346	62.0%
小学5年生	601	299	49.8%
小学6年生	619	344	55.6%
中学1年生	604	358	59.3%
中学2年生	673	402	59.7%
合 計	3,602	1,998	55.5%

ウ．ひとり親世帯の傾向

困窮度が高いとされるひとり親世帯の傾向を分析するために、全体の結果とひとり親世帯を抜き出した結果を分析しました。ここでのひとり親世帯は、祖父母の同居の有無にかかわらず、父のみ又は母のみの世帯としています。

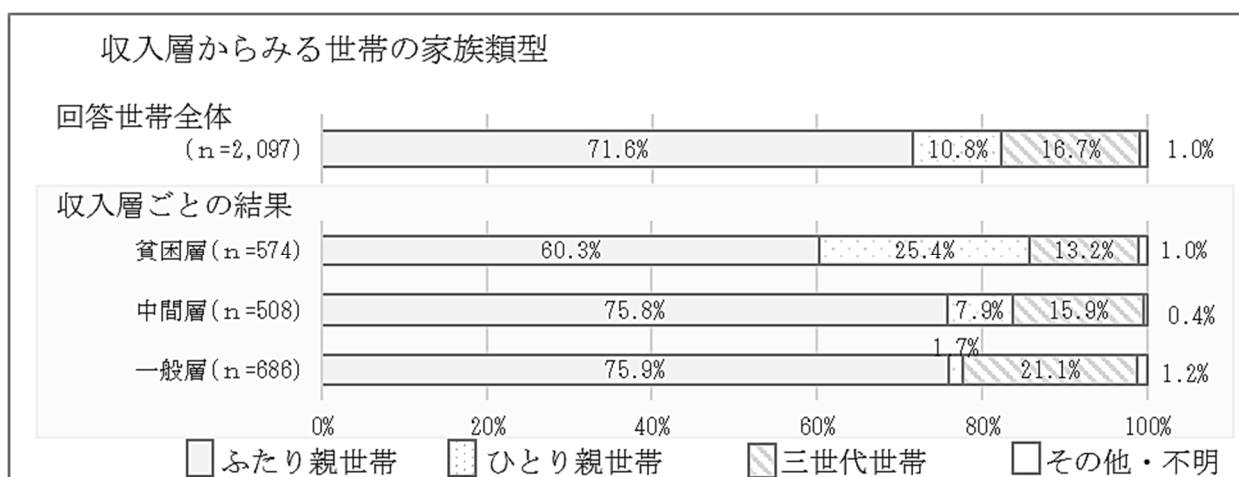
エ．子どもの満足度に応じたグループ分け

生活満足度が0～3を「満足度低い層」、4～6「満足度中間層」、7～10「満足度高い層」としたグループ分けを行い分析しました。

②子どもの生活状況調査結果からの状況

ア. 世帯構成

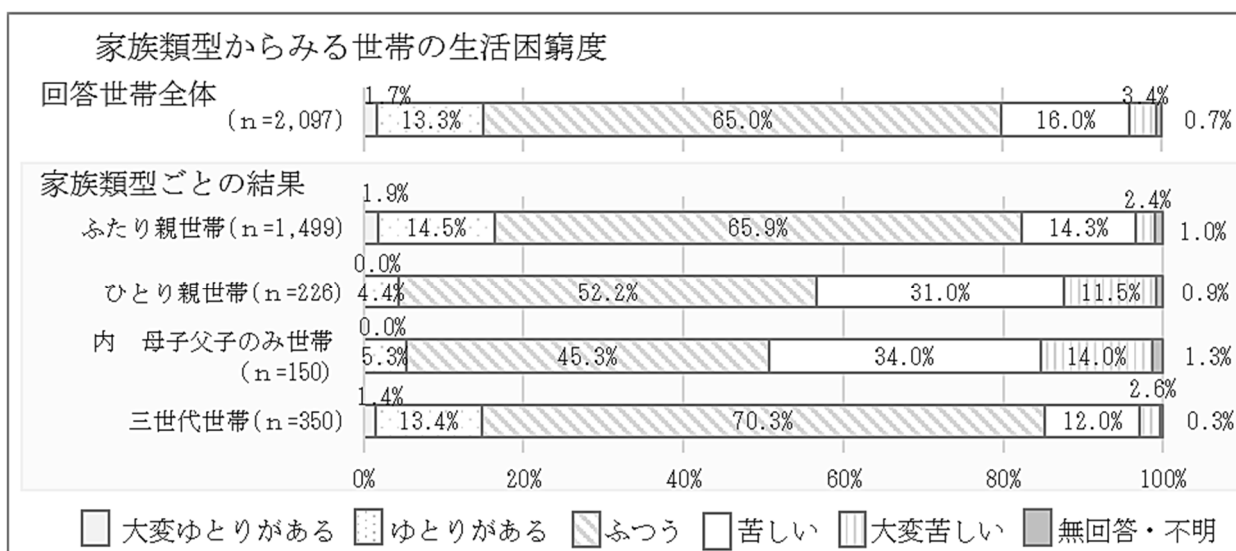
- ・生活が困窮している世帯において、【ひとり親世帯】の割合が25.4%と【回答世帯全体】に比べて14.6ポイント高くなっています。
- ・困窮度が増すにつれて、【三世代世帯】の割合が低下傾向にあります。



イ. 世帯構成別の困窮度

世帯構成別に見た生活の困窮度からも、ひとり親世帯の生活困窮度合いの高さが目立ちます。

- ・「ふつう」が【回答世帯全体】の 65.0%に対し、【ひとり親世帯】では 12.8 ポイント低く、【ひとり親世帯】の内の母子のみまたは父子のみの世帯では 19.7 ポイント低くなっています。
- ・【ひとり親世帯】の 42.5%、【うち母子のみまたは父子のみ世帯】では 48%という半数近くの世帯が、「苦しい」、「大変苦しい」と回答し、暮らしに苦しさを感じています。
- ・【三世帯世帯】は、70.3%が「ふつう」と回答し、【回答世帯全体】よりも 5.3 ポイント高くなっています。



ウ. 親の最終学歴

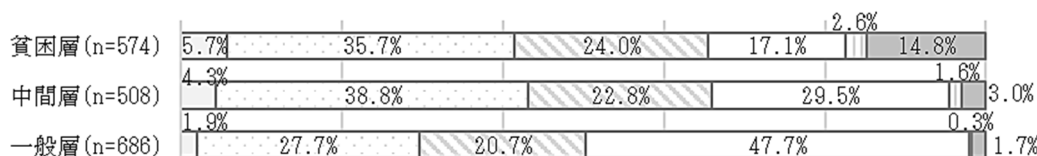
親の最終学歴が高いほど、収入が高くなっています。

・母親の最終学歴が「短大・高専・専門学校まで」と「大学またはそれ以上」である割合は、【回答世帯全体】で貧困層よりも一般層で22.8ポイント高くなっています。

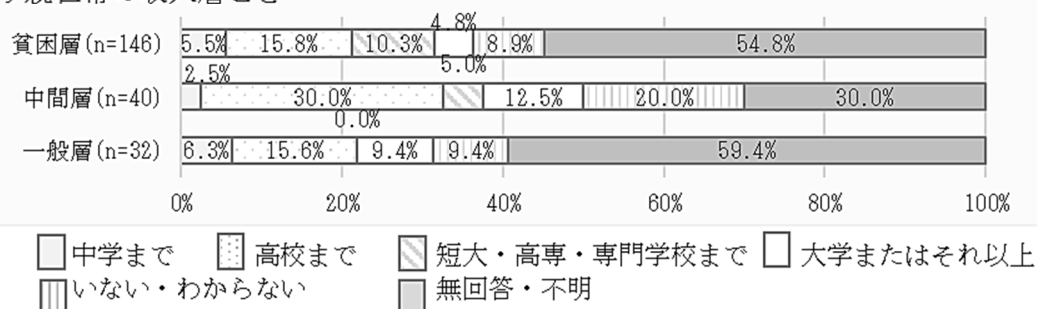
・父親の最終学歴が「短大・高専・専門学校まで」と「大学またはそれ以上」である割合は、【回答世帯全体】で貧困層よりも一般層で27.3ポイント高くなっています。

収入層ごとにみる父親の最終学歴

回答世帯全体の収入層ごと

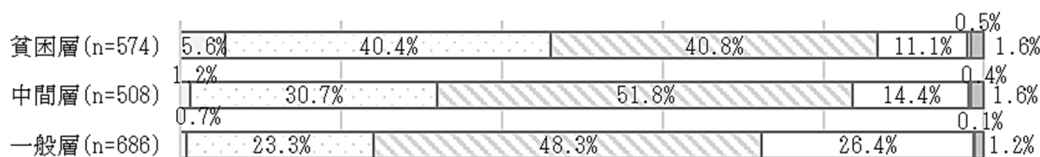


ひとり親世帯の収入層ごと

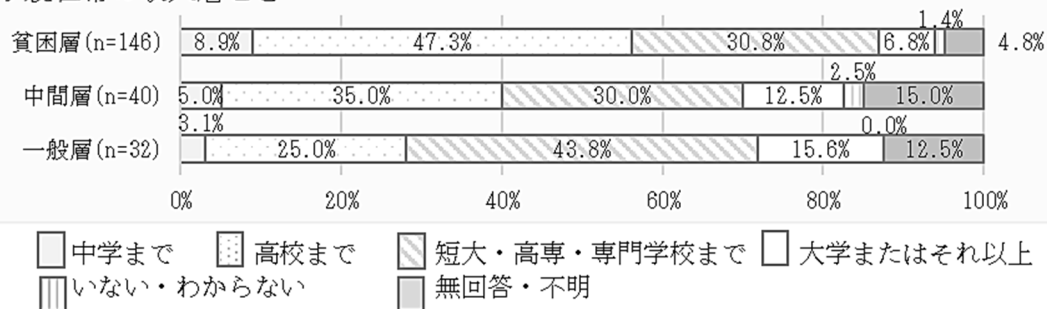


収入層ごとにみる母親の最終学歴

回答世帯全体の収入層ごと



ひとり親世帯の収入層ごと

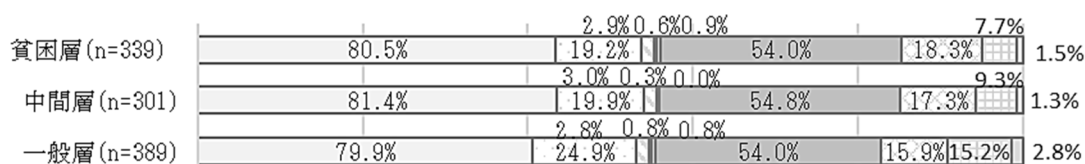


エ. 勉強時間

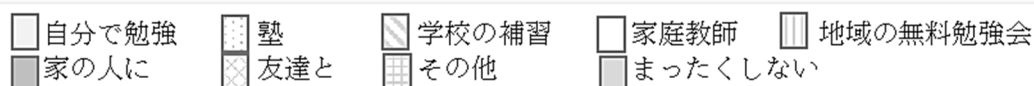
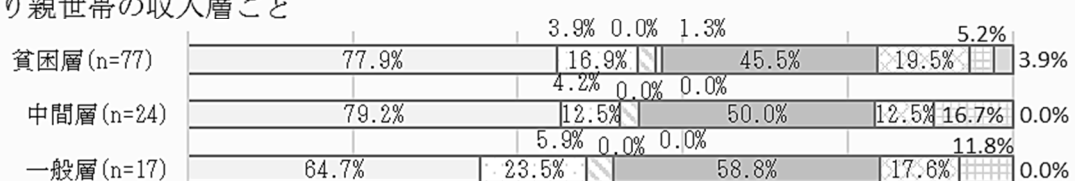
- ・中学生の平日の勉強時間について、1時間以上勉強する割合が、【回答世帯全体】で一般層よりも貧困層で17.7ポイント低くなっています。

収入層ごとにみる授業以外での勉強方法（小学生）

回答世帯全体の収入層ごと

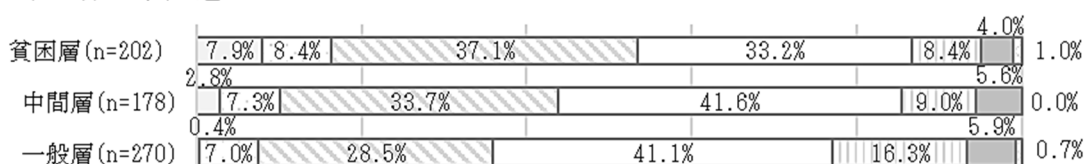


ひとり親世帯の収入層ごと

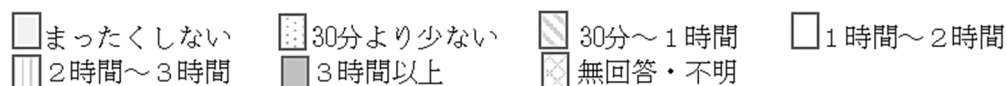
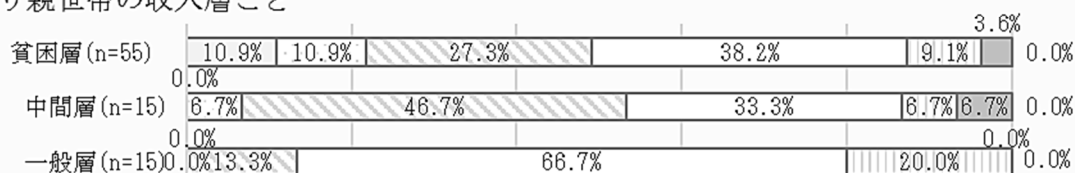


収入層ごとにみる平日の勉強時間（中学生）

回答世帯全体の収入層ごと



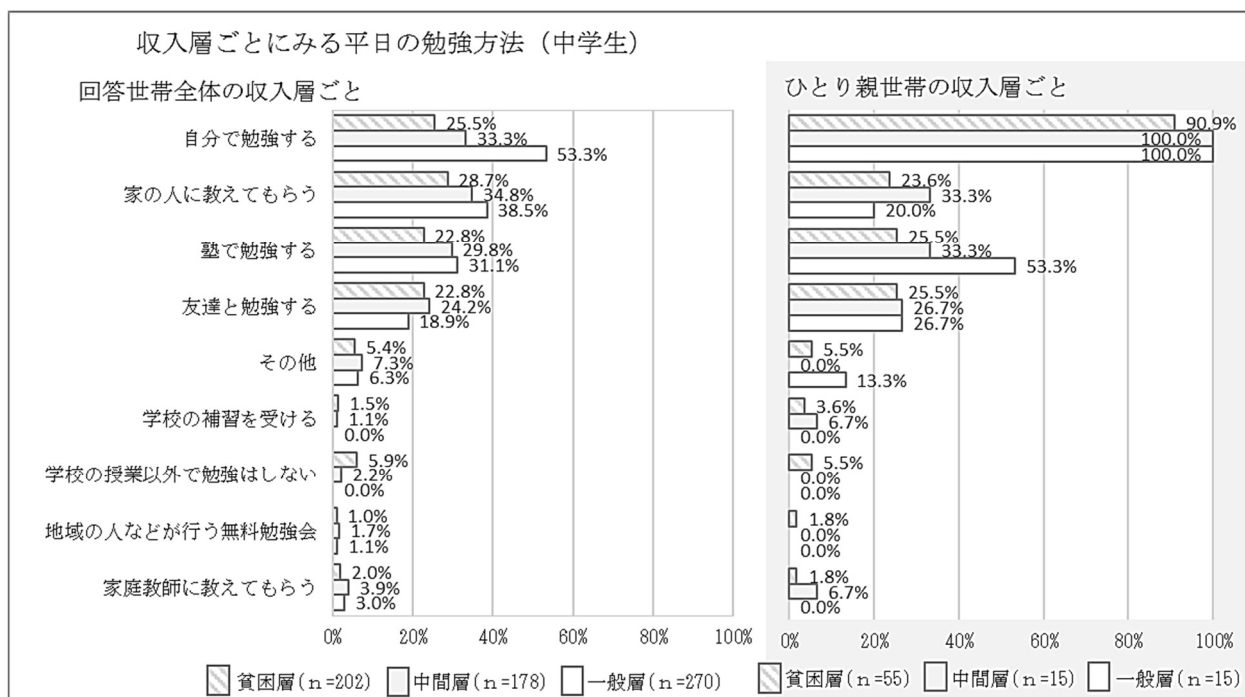
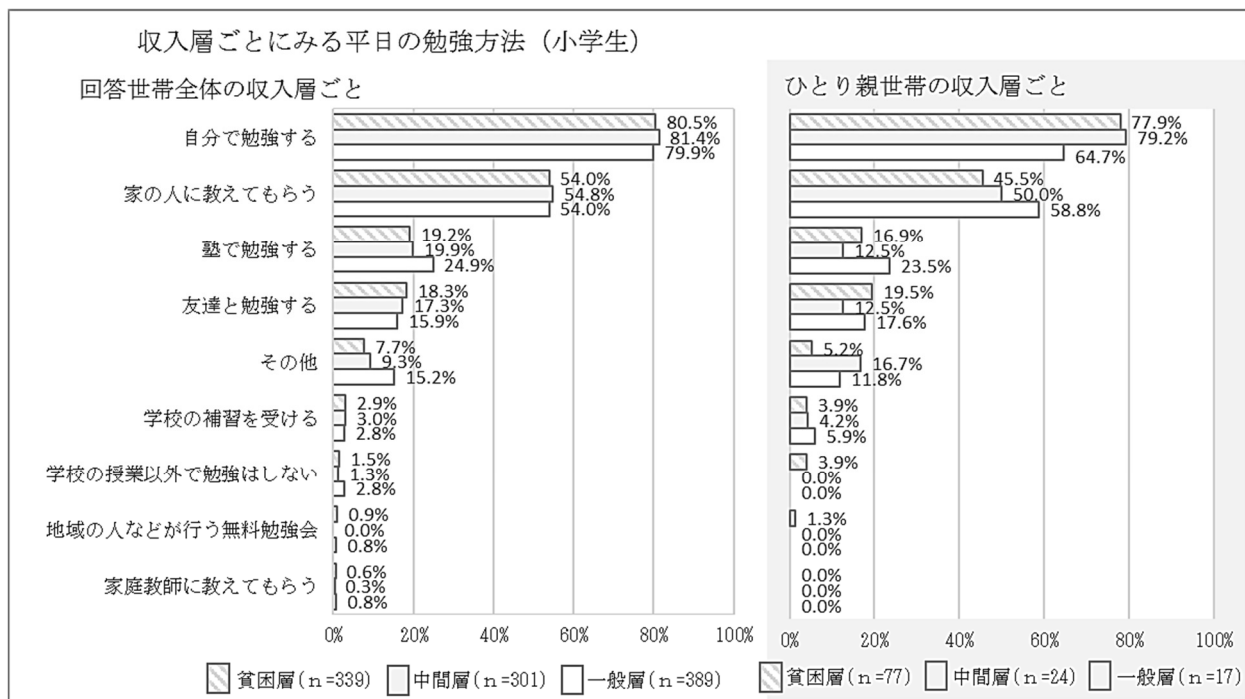
ひとり親世帯の収入層ごと



オ. 授業以外での勉強方法

世帯の収入状況が、学校の授業以外での勉強方法に影響を与えています。

- ・中学生の【回答世帯全体】でみると、貧困層よりも一般層で、自分で勉強する割合は 27.8 ポイント、家の人に教えてもらう割合は 9.8 ポイント、塾で勉強する割合は 8.3 ポイント高くなっています。



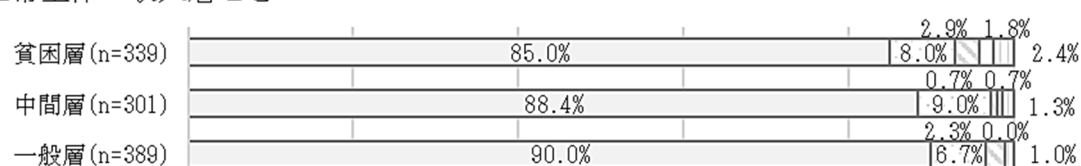
カ．基本的生活状況

食事をとる回数や規則的就寝時間であるか、テレビ・ゲーム・インターネット使用のルール化についての設問で、一般層よりも貧困層で基本的生活習慣が乱れやすいことが分かります。

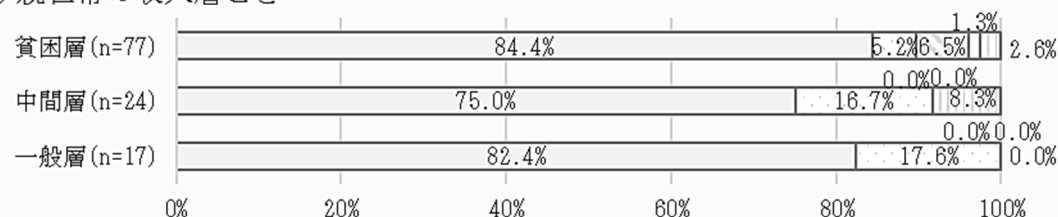
・朝食を毎日食べる割合が、小学生の【回答世帯全体】で一般層よりも貧困層で 5.0 ポイント低く、中学生の【回答世帯全体】では 10.6 ポイント低くなっています。

収入層ごとにみる週の朝食を摂る回数（小学生）

回答世帯全体の収入層ごと



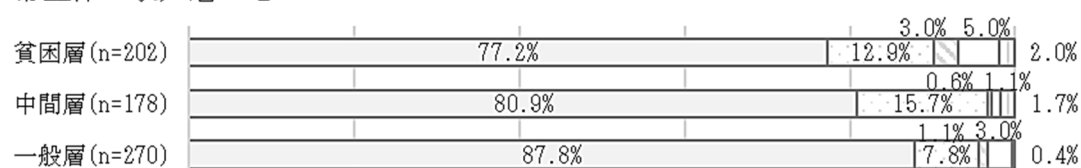
ひとり親世帯の収入層ごと



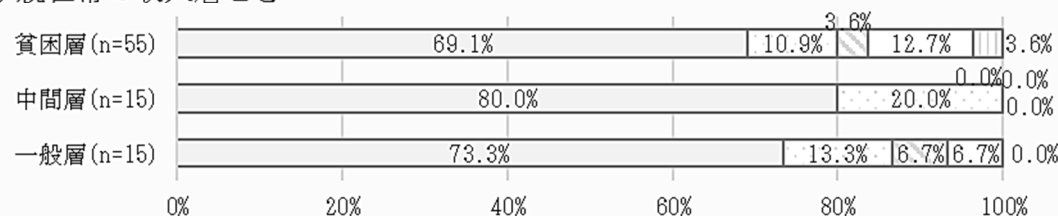
□ 毎日食べる □ 週5～6日 □ 週3～4日 □ 週1～2、ほとんど食べない □ 無回答・不明

収入層ごとにみる週の朝食を摂る回数（中学生）

回答世帯全体の収入層ごと

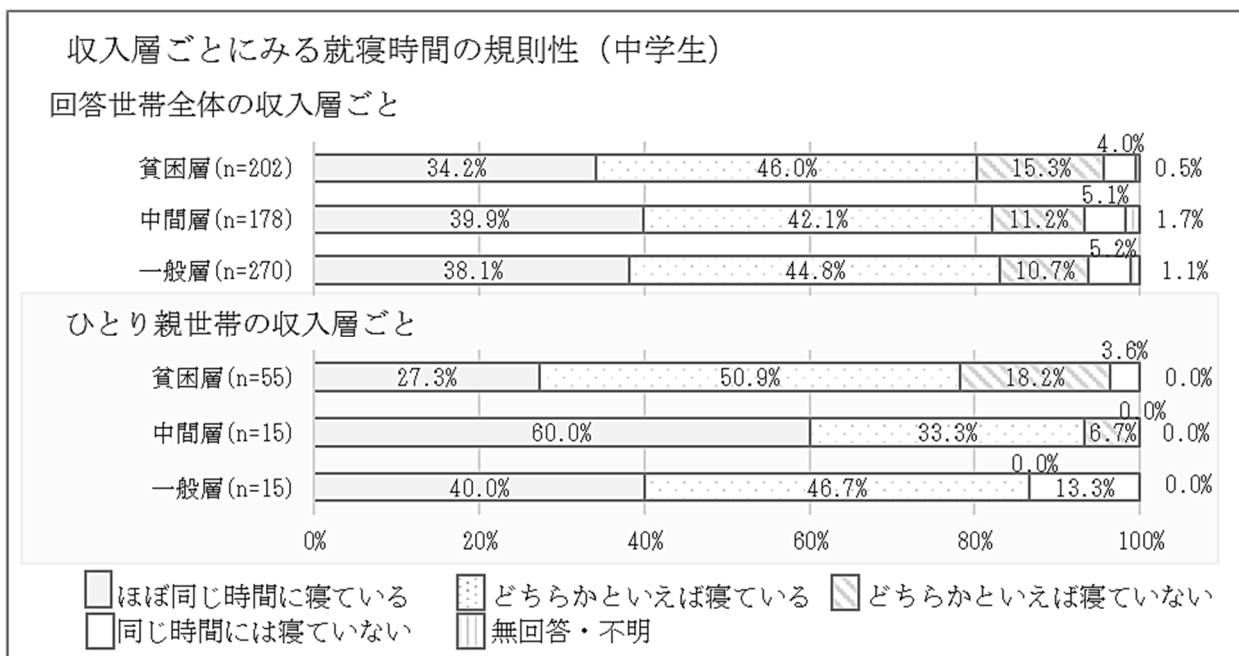
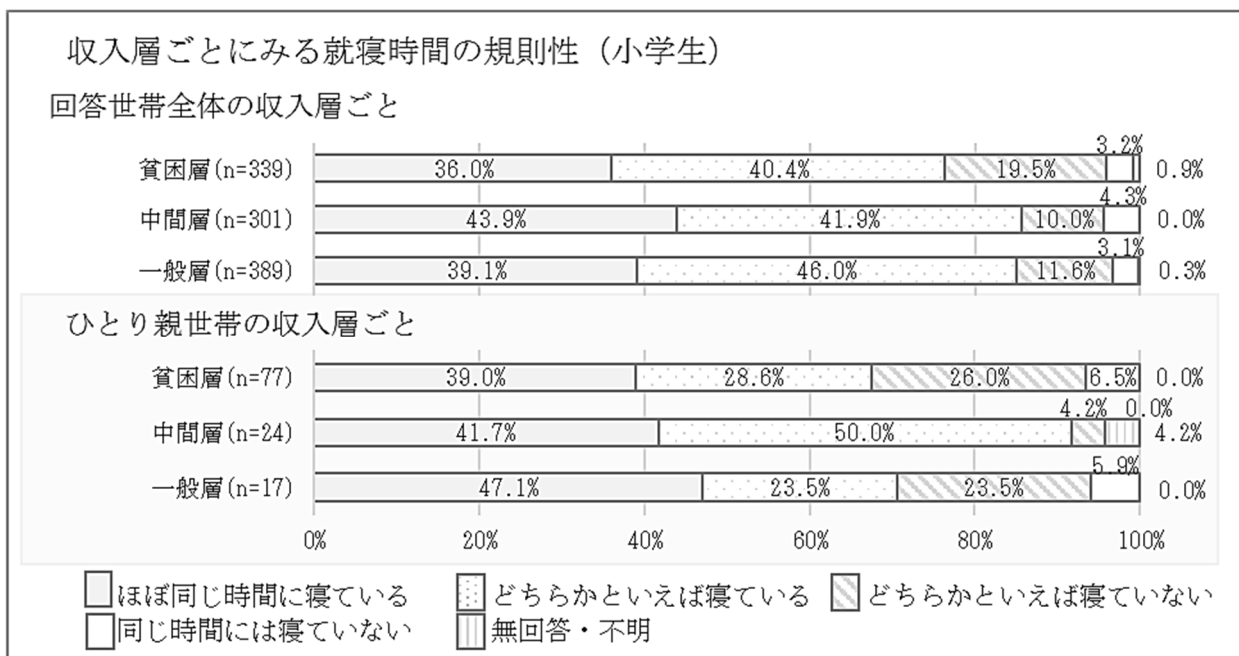


ひとり親世帯の収入層ごと

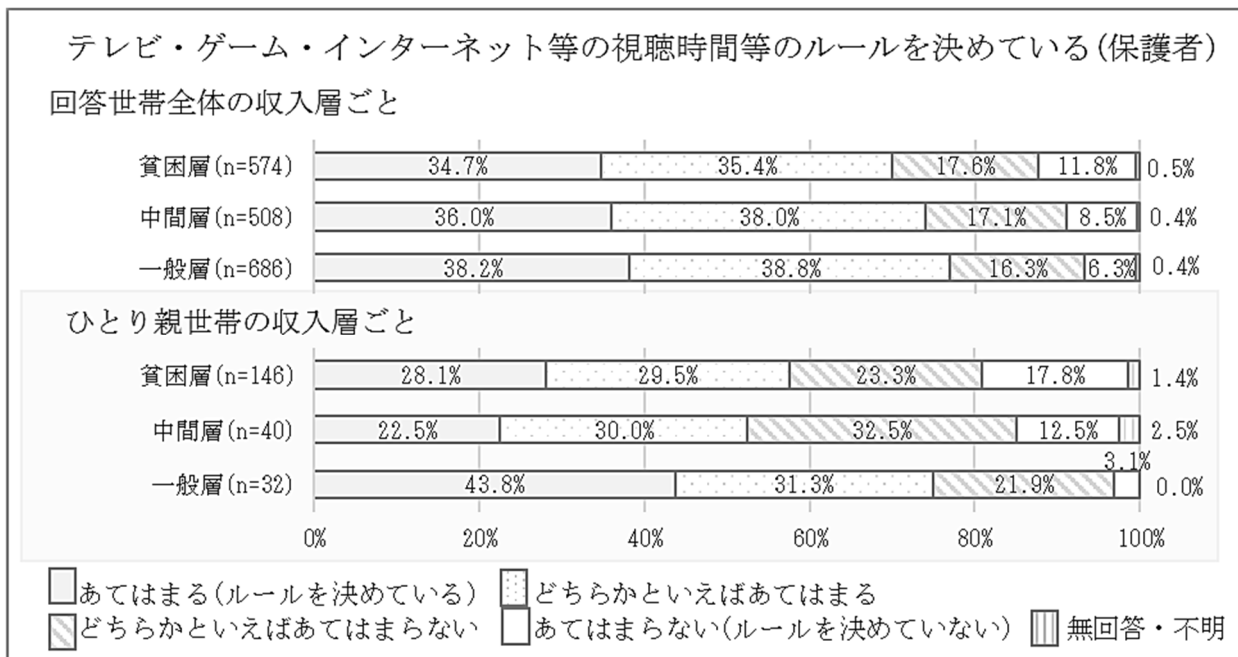


□ 毎日食べる □ 週5～6日 □ 週3～4日 □ 週1～2、ほとんど食べない □ 無回答・不明

・平日に「ほぼ同じ時間に寝ていない」または「どちらかといえば寝ていない」割合が、小学生の【回答世帯全体】では一般層よりも貧困層で8.0ポイント高く、中学生の【回答世帯全体】では3.4ポイント高くなっています。



・テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールについて、「あてはまらない」または「どちらかといえばあてはまらない」割合が、【回答世帯全体】の一般層よりも貧困層で6.8ポイント高くなっています。



キ. 生活満足度

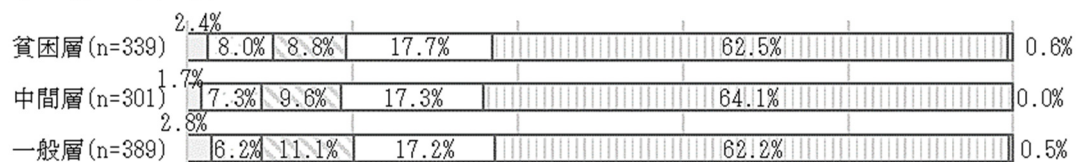
一般層・中間層よりも貧困層で子どもの生活満足度（最近の生活への満足度）が低くなっています。

・生活満足度が8以上である割合が、中学生の【回答世帯全体】で一般層よりも貧困層は4.4ポイント低くなっています。

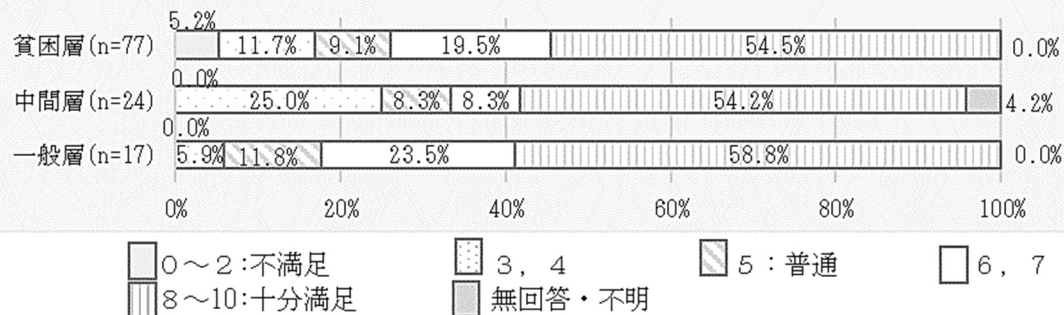
・【ひとり親世帯】は【回答世帯全体】と比べ、8以上である割合が収入層ごとで1.6ポイントから9.9ポイント低くなっています。

収入層ごとにみる生活満足度（小学生）

回答世帯全体の収入層ごと

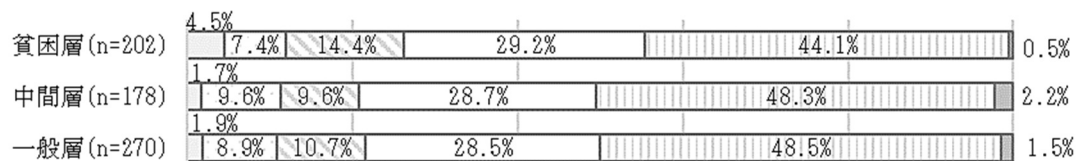


ひとり親世帯の収入層ごと

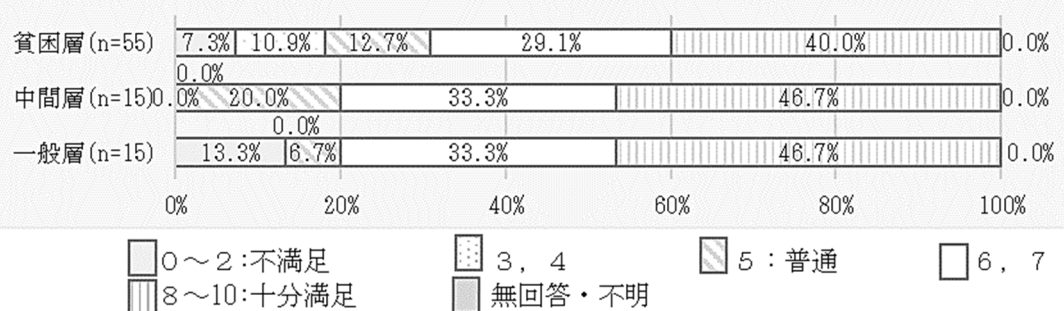


収入層ごとにみる生活満足度（中学生）

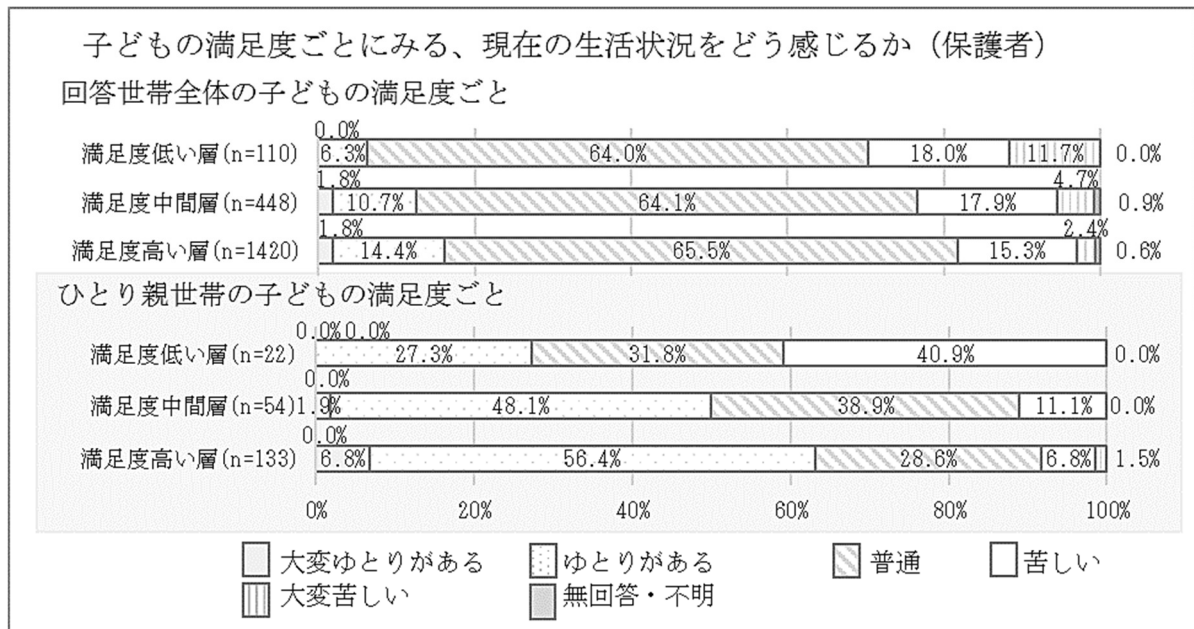
回答世帯全体の収入層ごと



ひとり親世帯の収入層ごと

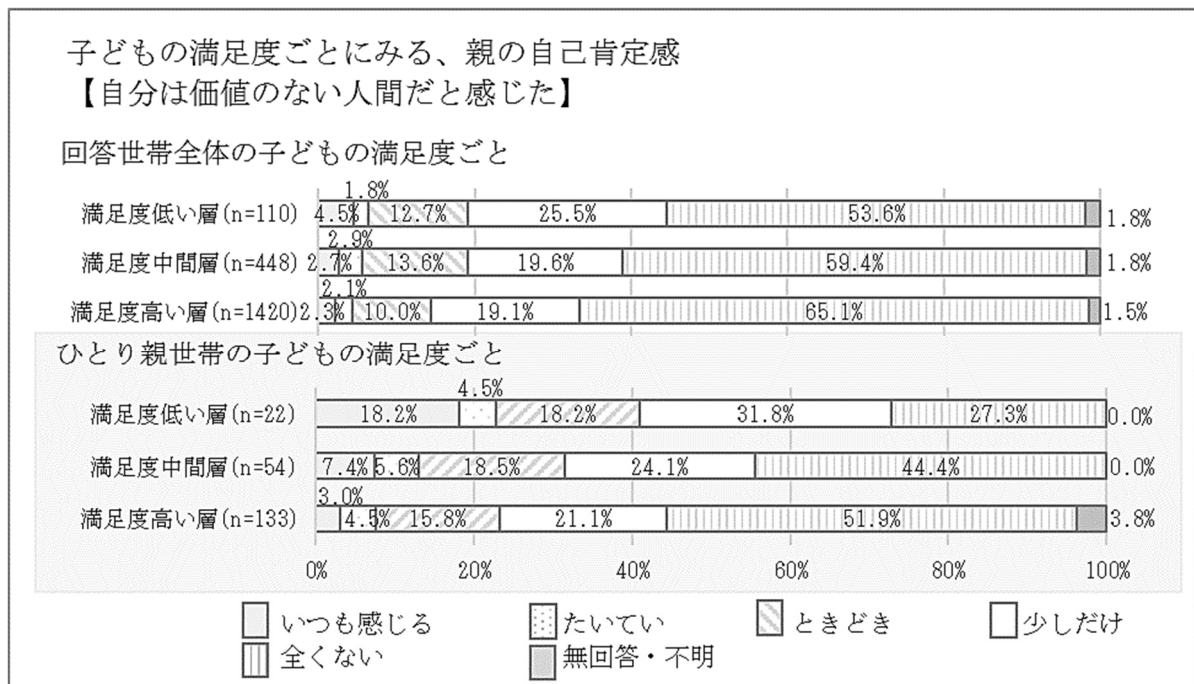


- ・子どもの生活満足度が低い世帯ほど、保護者は現在の暮らしの状況を「苦しい」、「大変苦しい」と感じています。【回答世帯全体】の満足度低い層は、満足度高い層よりも12.0ポイント高くなっています。



ク. 自己肯定感

- ・保護者が自分は価値のない人間だと感じている世帯ほど、子どもの生活満足度が低くなっています。【回答世帯全体】で「感じた」と回答した保護者は、満足度高い層より満足度低い層で11.0ポイント高くなっています。

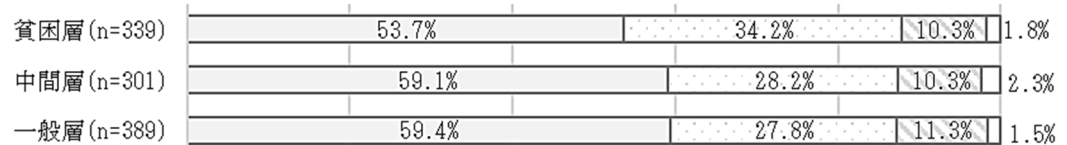


・貧困層の子どもほど、心配事が多くいつも不安である割合が高くなっています。中学生の【回答世帯全体】では、「まああてはまる」または「あてはまる」割合は一般層より貧困層で、8.5ポイント高くなっています。

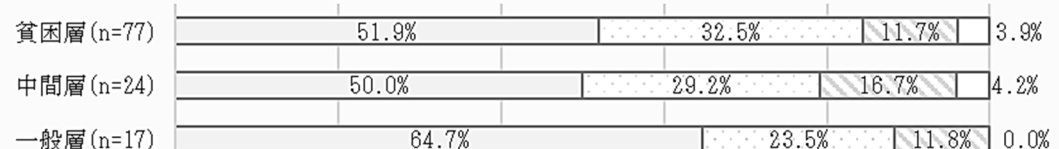
収入層ごとにみる子どもの心理状態（小学生）

【心配事が多く、いつも不安だ】

回答世帯全体の収入層ごと



ひとり親世帯の収入層ごと

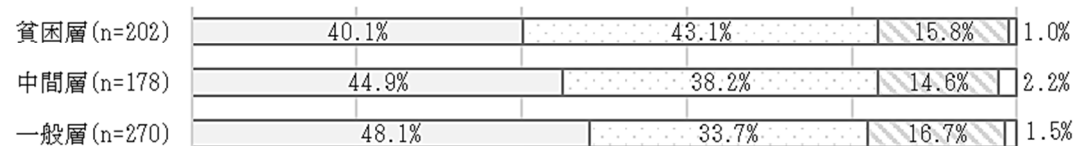


□ あてはまらない ■ まああてはまる ▨ あてはまる □ 無回答・不明

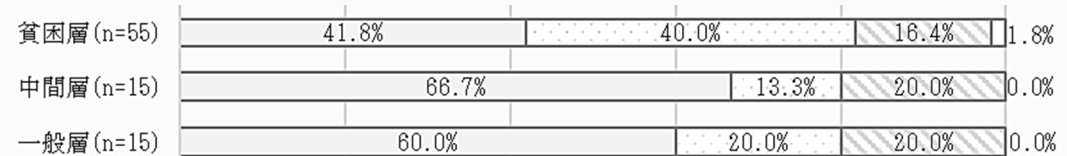
収入層ごとにみる子どもの心理状態（中学生）

【心配事が多く、いつも不安だ】

回答世帯全体の収入層ごと



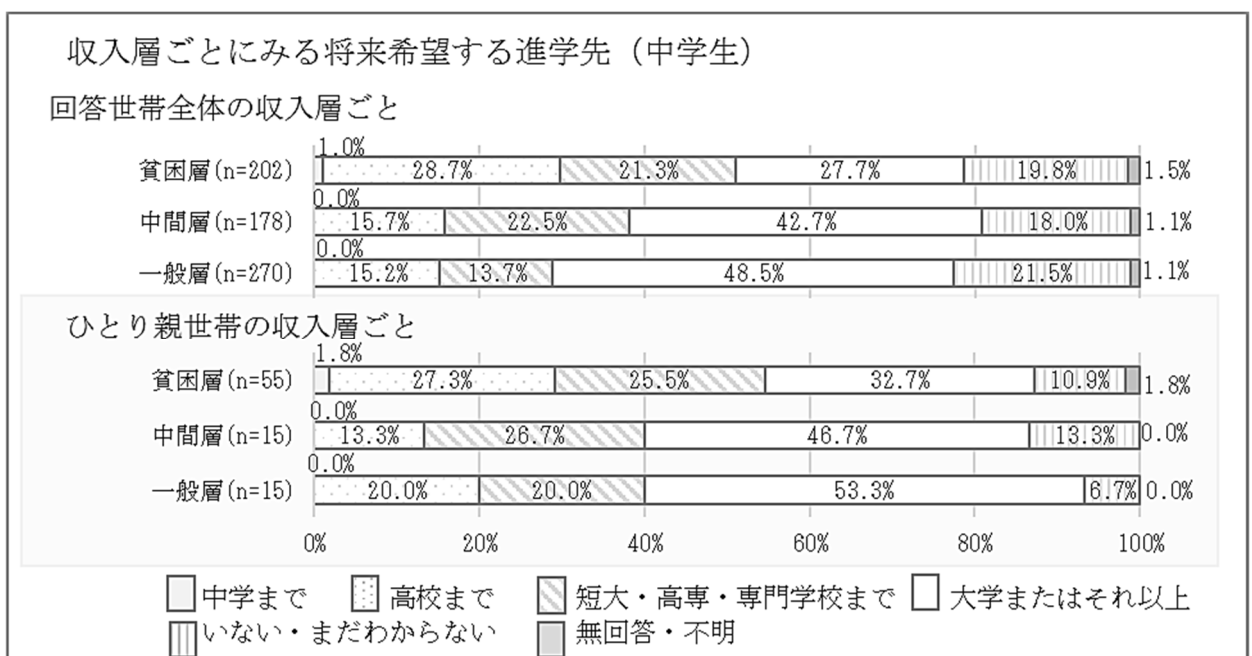
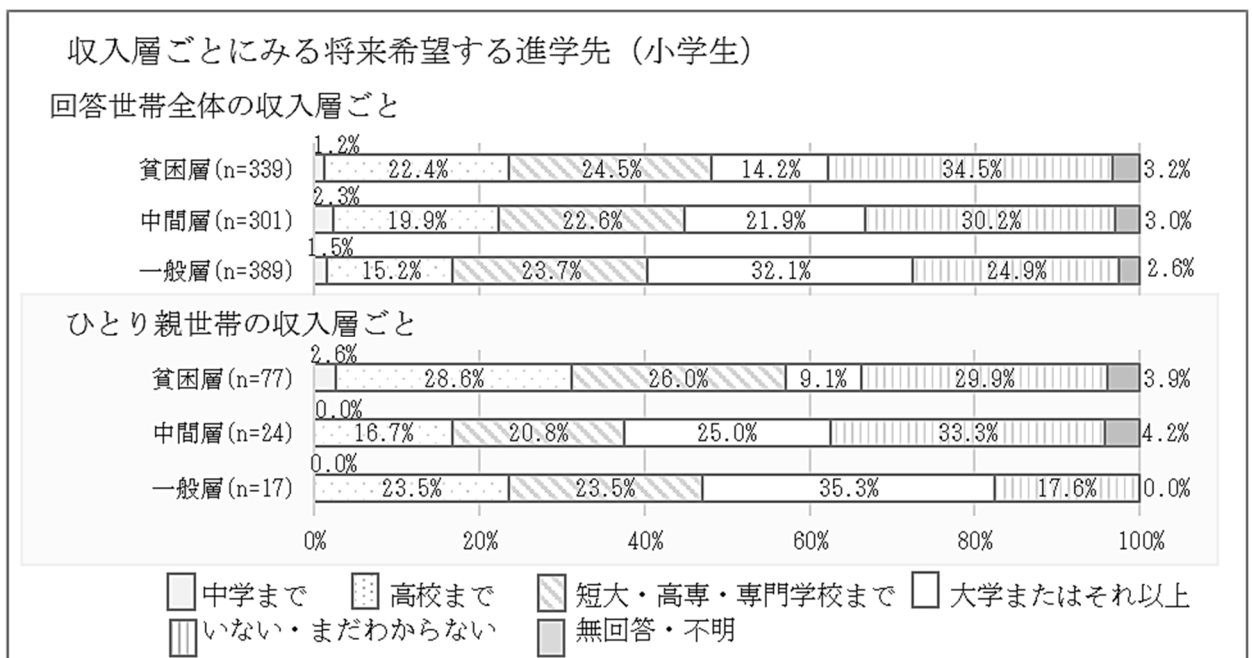
ひとり親世帯の収入層ごと



□ あてはまらない ■ まああてはまる ▨ あてはまる □ 無回答・不明

ケ. 将来、進学

- ・困窮度が増すにつれて、「大学またはそれ以上」の回答が減少傾向にあります。中学生の【回答世帯全体】では、一般層より貧困層で20.8ポイント低くなっています。
- ・困窮度が増すにつれて、「わからない」の回答が増加傾向にあり、将来の具体的な展望への意識が低くなる傾向があります。小学生の【回答世帯全体】では一般層より貧困層で9.6ポイント高くなっています。



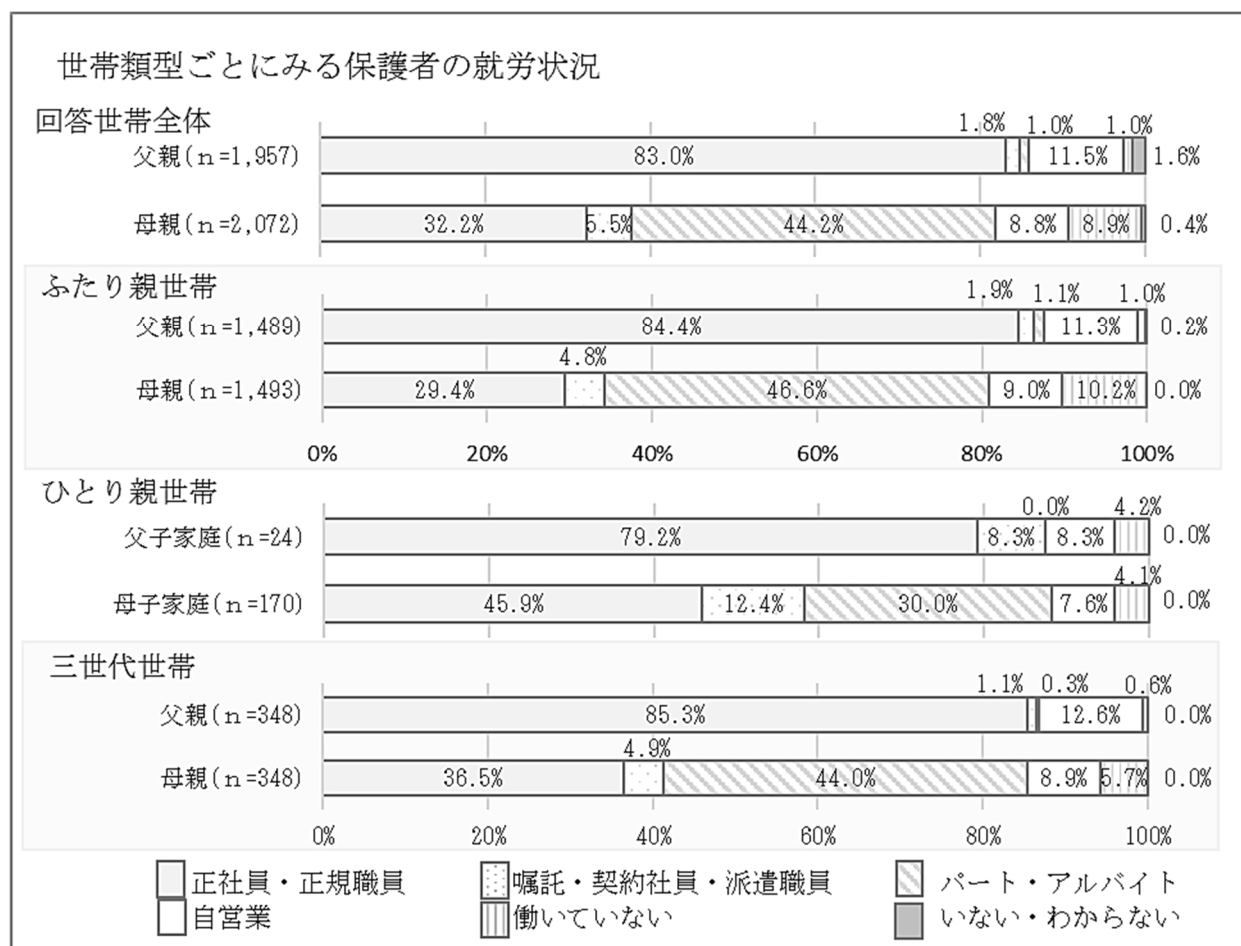
コ. 保護者の就労状況

父親の正規雇用割合は、どの類型においても8割前後ですが、母親は世帯の類型による傾向が大きく表れています。

・父子家庭の正規雇用割合は、【ふたり親世帯】の父親よりも5.2ポイント低くなっています。

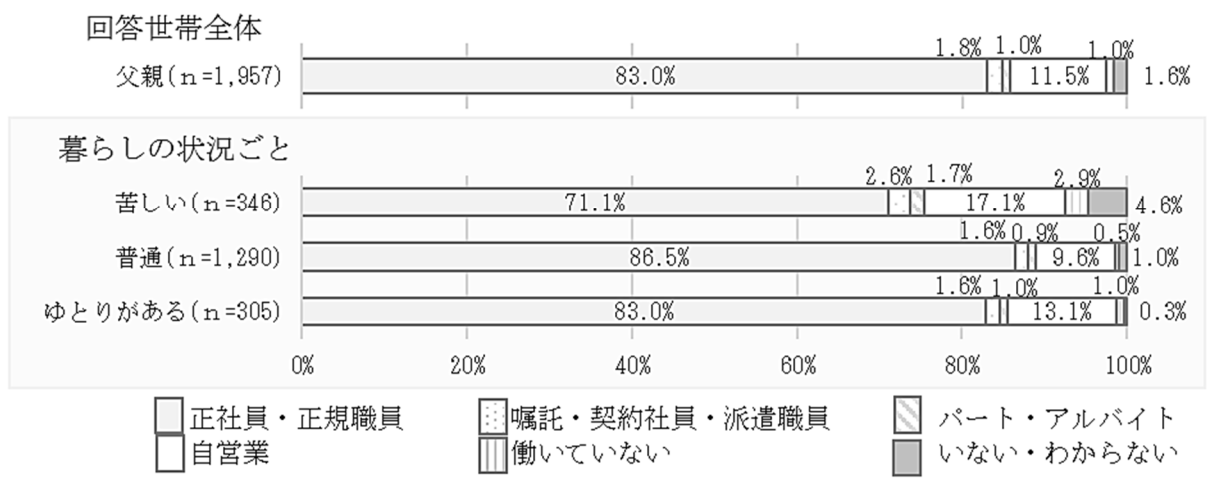
・【回答世帯全体】の母親の正規雇用割合は32.2%ですが、【ふたり親世帯】では2.8ポイント低く、【ひとり親世帯】では13.7ポイント高くなっています。パート・アルバイト割合は【回答世帯全体】の44.2%よりも、【ふたり親世帯】の母親で2.4ポイント高く、【ひとり親世帯】の母親で14.2ポイント低くなっています。世帯類型による母親の生計維持度合いが表れています。

・【三世帯世帯】の正規雇用割合では【回答世帯全体】よりも、父親で2.3ポイント高く、母親で4.3ポイント高くなっています。祖父母との同居により正規雇用で働きやすくなっていると思われます。

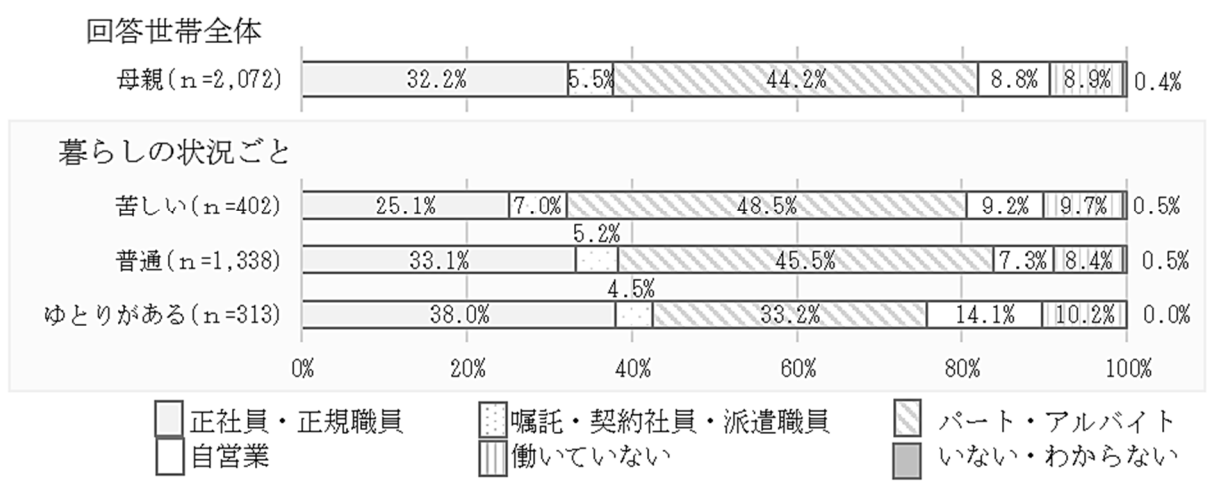


・現在の暮らしを「苦しい」、「大変苦しい」と回答した世帯は、【回答世帯全体】の父親では12.2ポイント正規雇用割合が低く、母親では7.1ポイント低くなっています。

現在の暮らしの状況ごとにみる父親の就労状況



現在の暮らしの状況ごとにみる母親の就労状況



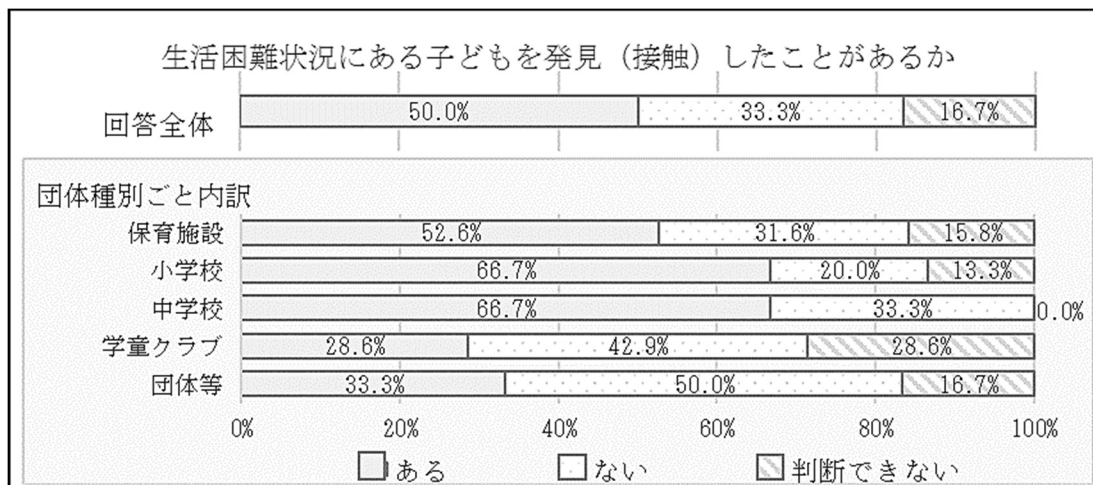
(3) 子どもの支援に関わる関係団体調査から

① 調査結果の概要

ア. 生活困難状況にある子どもを発見・接触した経験

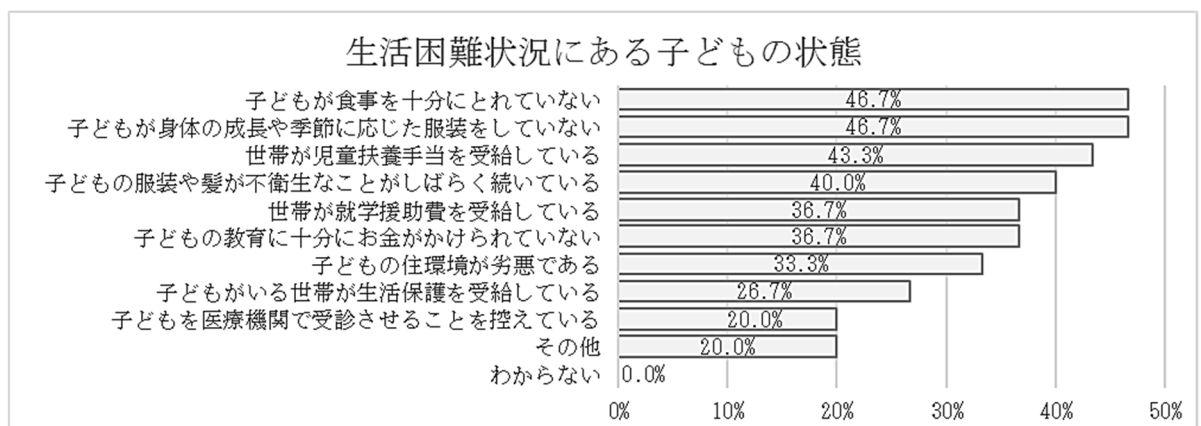
生活困難状況にある（かもしれない）（以下「生活困難状況にある」という。）子どもを発見した、または接したことがあるかについて、半数の団体等が「ある」と回答しています。

団体種別ごとの内訳をみると、保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校での発見・接触経験の割合が高く、子どもの年齢が大きくなるにつれて、生活困難状況にあるかどうかの判別もつきやすい傾向にあります。



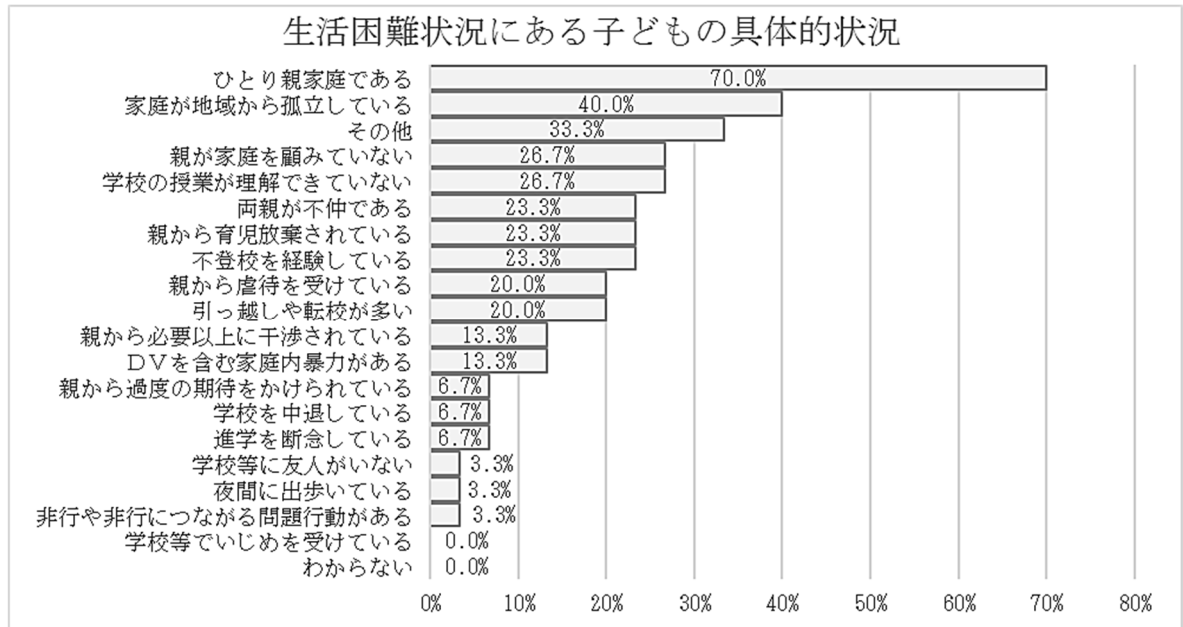
イ. 生活困難状況にある子どもの経済的状态等（複数回答）

最も多い回答は、「子どもが食事を十分にとれていない」、次いで「子どもが身体の成長や季節に応じた服装をしていない」となっています。4番目には「子どもの服装や髪が不衛生なことがしばらく続いている」が入っており、基本的な日々の生活状況に影響が出ていることが見受けられます。



ウ．生活困難状況にある子どもの具体的状況（複数回答）

最も多い回答は「ひとり親家庭である」、次いで「家庭が地域から孤立している」となっています。

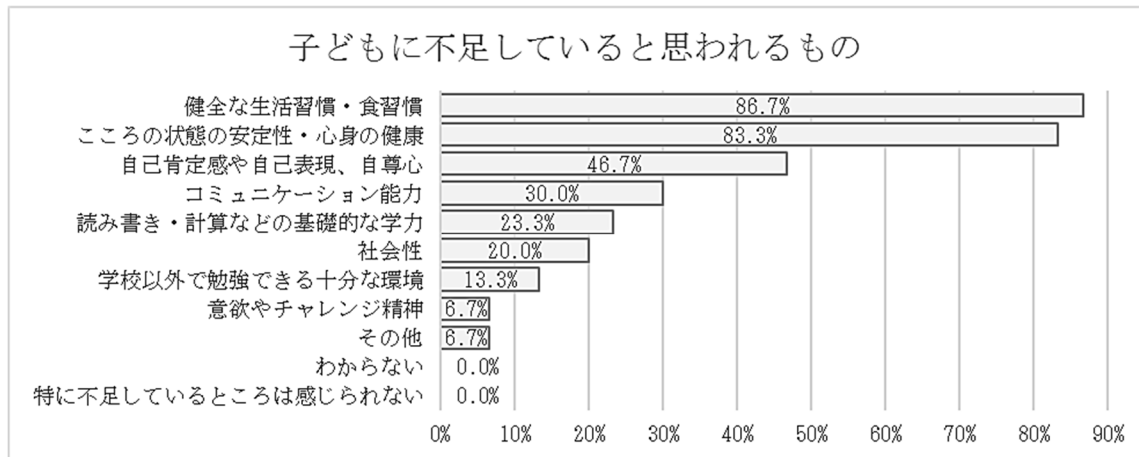


その他の回答内容

- ・ 母親の病気が原因か、親が育児に余裕がない時がある
- ・ 両親が低賃金の仕事をしている
- ・ 父親の飲酒時の暴力
- ・ 母親の育児能力不足
- ・ 休日の食事の用意を子ども自身がしている
- ・ ヤングケアラーで進学に対する関心が低い
- ・ 育児力の低さによるネグレクト傾向
- ・ 母親の精神疾患
- ・ 身寄りが近くにいない
- ・ 両親の生活能力・育児能力の不足により、適切な養育を受けていない
- ・ 朝食を食べておらず、給食を他の子よりも多く食べたがる

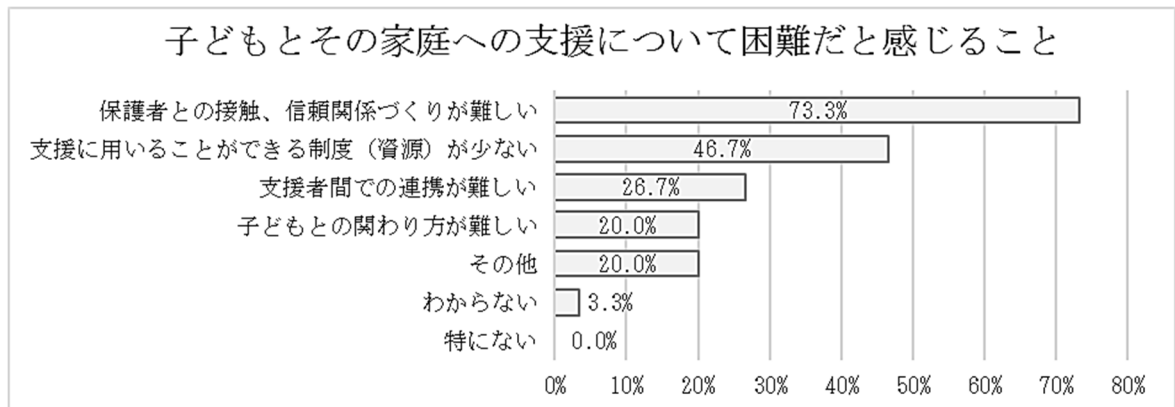
エ. 生活状況困難にある子どもに不足していると思われるもの（複数回答）

「健全な生活習慣・食習慣」、「こころの状態の安定性・心身の健康」が8割以上の回答で、3番目には「自己肯定感や自己表現、自尊心」となっています。日々の基本的な生活習慣や心身に直接関わる部分への支援が求められています。



オ. 生活困難状況にある子どもとその家庭への支援で困難だと感じること（複数回答）

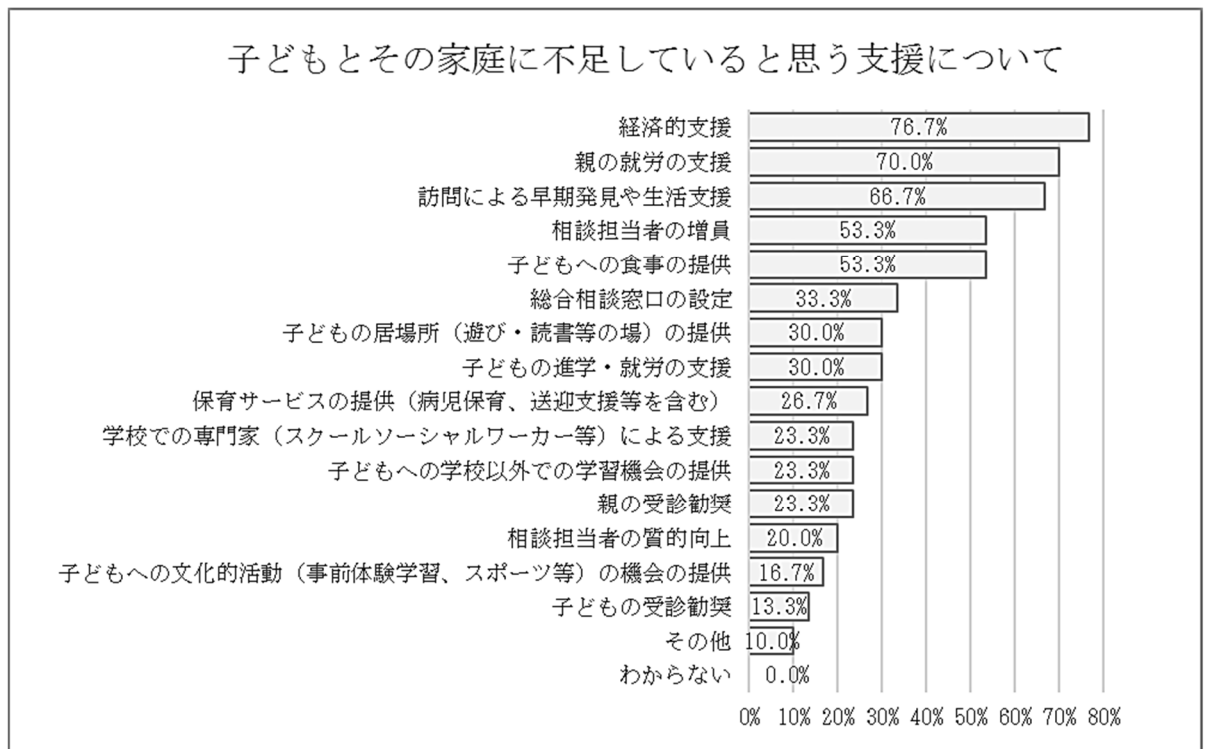
「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」が最も多く、次いで「支援に用いることのできる制度（資源）が少ない」となっています。



カ．生活困難状況にある子どもとその家庭に不足していると思う支援について（複数回答）

「経済的支援」、「親の就労支援」が7割以上の回答となっています。次いで、「訪問による早期発見や生活支援」、「相談担当者の増員」、「子どもへの食事の提供」と続いています。

生活困難状況にある家庭における、収入（所得）の向上は必須であり、状況改善のための相談等の支援が求められています。



キ. 子どもに接するときに重要なこと、子どもの将来のために行っていることなど
(自由回答)

項目	主な意見（要約・抜粋）
対象の把握や発見に関して	・生活困難状況にある家庭は地域からも孤立しがちなため、地域での見守りが重要になる。 ・子どもや保護者をよく観察し、気になることは複数で観察対応するなど、早期発見に努めることが重要
学習支援について	・子どもたちには、等しく教育を受ける権利があり、教師は一人ひとりに行き届いた教育を行えるよう接していきたい。 ・経済的な理由で、伸ばせるべき能力を伸ばすことができないことが悲しいことであり、そのことであきらめの気持ちを持たせないようにしたい。しかしながら、個人で経済的支援もできないことも確かである。 ・将来を見据えた視野・視点が重要となり、基礎的な生活力や考える力をつけるべく、発達段階に応じた計画的な教育活動が必要である。
子どもとの関わり方や居場所について	・子ども自身を尊重するとともに平等に対応することで、自己を認識し自己肯定感を高められるよう促す。 ・子どもが安心できる場所・環境づくり ・個々を尊重し、子供から発せられる言動などをしっかり受け止める。 ・言葉に表れてこない「子どもの思い」を知ろうとすること。 ・子どもには、衣食住を心配することなく、安心して過ごせる家庭や学校が必要である。
行政や学校など他機関同士の連携	・関係する機関が各々の情報を共有する必要性 ・連携をとり、見守り続ける体制が必要である。 ・地域とのつながりも大事にし、地域ぐるみで子育て家庭の支援ができるようにする。 ・関係機関の一本化が難しいため、連携不足、各ケースにピンポイントの支援制度を見つけられることも容易でない。 ・学校と行政が連携して家庭を支えられるよう、相談システムの構築や体制の充実を図ってほしい。 ・学童クラブは、保護者にとっても心の支えや相談できる場所、互いに信頼しあえる関係性を作れる場所でありたいと思っている。 ・各家庭にどこまで関わるか、距離感の難しさがある。
保護者への支援や相談対応に関して	・日本語が話せない保護者への対応に苦慮する。 ・保護者の安心安全な生活・環境は、そのまま子どもの安心安全な生活につながる。 ・子どもたちの将来にある社会生活への適応を見越した人間性・生きる力を身につけるべく、保護者にも教育方針を理解・共有してもらおう。 ・保護者のケア・サポートをする相手がいないケースも多く見受けられる。
各種支援やサービスに関して	・発達障害のある児童への支援を、より早く進められるような体制づくり ・現行の支援サービス（ファミリーサポート等）の内容の幅を広げられないか。 ・各家庭の背景・状況が複雑化してきており、必要な人に行き届く支援に更新が必要ではないか。公平な支援を受けられるような。

(4) 子どもの生活状況調査結果から見えてくる課題

① 早期発見と支援へのつながり

子どもの健やかな成長のため、子どもたちが安心して過ごせる養育環境が不可欠ですが、家庭が困窮状態に陥るにつれて、日常生活の乱れや保護者の生活不安、時間的余裕のなさなどにつながっていくことが考えられます。

また、子どもの生活状況調査で、授業参観や運動会、PTA活動や学校ボランティアへの参加について、【回答世帯全体】で、貧困層になるほど「あまり参加していない」、「まったく参加していない」割合が高くなっています。保護者が心身の余裕をなくすことで、学校や地域活動への関心が低下し、家庭の孤立化へつながる可能性があります。

このような家庭を早期に発見し、生活困難状況にある家庭が社会的に孤立することのないよう、切れ目のない支援を続けるため、関係機関が密接に連携していくことが必要です。

貧困層では、子育てに関する相談、重要な事柄の相談、いざというときのお金の援助について、「相談できる人がいない」、「そのことでは人に頼らない」と回答した割合が高い傾向があり、子どもや保護者の身近に相談先があることが望まれます。地域や社会から孤立したために、身近に相談できる人がいないケースも多いことが考えられます。保護者も子どもも、自身の抱える問題についての相談先などが分からずに孤立が深刻化することを防ぐため、相談先を周知するとともに、関係機関や支援団体、地域などがさらなる連携を深め、情報共有しながら支援体制の拡充や強化をしていくことが求められます。

②生活支援の充実

子どもの生活状況調査で、食料や衣服が買えない経験があると回答した世帯は、【回答世帯全体】の貧困層で2～3割、【ひとり親世帯】の貧困層では3割～4割と、高い水準となっています。電気・ガス・水道の滞納経験があると回答した世帯は、【回答世帯全体】の貧困層で6～9%、【ひとり親世帯】の貧困層では10～16%となっています。家賃についての滞納経験も同程度にあり、住まいにかかる費用負担の軽減が望まれます。

また、義務教育段階においても、進学にあたっては制服や通学カバンなどの費用が大きな負担となっています。就学援助を受ける児童生徒数は、全児童生徒のおよそ1割となっており、給食費や各種集金の滞納や未納のある世帯もあり、経済的に厳しい状況がうかがえます。

日々の生活への困窮状態の影響が著しい世帯へ、早急な生活安定のための施策が求められています。

③子どもへの支援の充実

クラスの中での成績について、「下の方」と回答する【回答世帯全体】での貧困層の子どもの割合や、学校の授業で分からないことがあると回答する割合をみると、子どもの自己肯定感を育む教育や、学力を補う学習支援が必要とされています。

困窮度が高くなるにつれて、「大学またはそれ以上」の進学を希望する子どもの割合が低下し、「まだわからない」と回答する、将来の進学先の具体的な展望を持っていないと考えられる子どもの割合も上がっています。困難を抱える子どもたちが、家庭の環境や経済的理由により希望の進学をあきらめてしまうことがないよう、支援体制の強化が求められます。また、自分に合った進路を、希望を持って考えることができるよう、キャリア教育等の充実も重要です。

子どもが食事をする回数の回答では、貧困層ほど回数が少ない傾向があり、特に長期休み中の欠食回数はさらに多い結果となっています。栄養を補う食事や子どもが孤立しないための居場所が望まれます。

④課題を持つ家庭への支援

保護者の自己肯定感の低さが、子どもの生活満足度に与える影響を考えると、保護者に対する適切な就労支援、経済的支援、心身の安定のための支援が重要です。

家庭生活や育児等に要する時間確保のため、正規雇用は難しいといったケースも考えられます。働いていない場合の理由として、「自分の病気や障害のため」とする回答が1割以上あります。保護者の就労支援に関しては、個々の背景やニーズに合わせて多様な支援が必要であると考えられます。

困窮度が高い【ひとり親世帯】において、父子家庭の正規雇用の割合は、【ふたり親世帯】の父親より低くなり、母子家庭の正規雇用の割合は、【ふたり親世帯】の母親より多い割合ですが、父親と比較すると半分強の割合となっています。ひとり親世帯である場合の働き方と子育ての両立の難しさが見て取れます。ひとり親世帯への支援については、さらなる充実が望まれます。

生活が困窮している家庭において、様々な困難を複合的に抱えているケースも少なくないと思われます。個々のケースに配慮した施策やニーズに合った効果的な支援を行うためにも、関係機関の連携はもちろん、包括的な相談や支援が可能な地域づくりが求められています。

第3章 施策の方向性、展開

1 計画の基本的な視点

(1) 基本理念

すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されず、
健やかに生きることのできる現在と未来を目指して

日本における子どもの貧困に関して、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭環境に左右される場合が少なくないため、「貧困の連鎖」を解消することが課題であるとされてきました。子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができ、子どもたちを取り巻く環境や状況により将来が閉ざされることがないよう支援することが必要です。

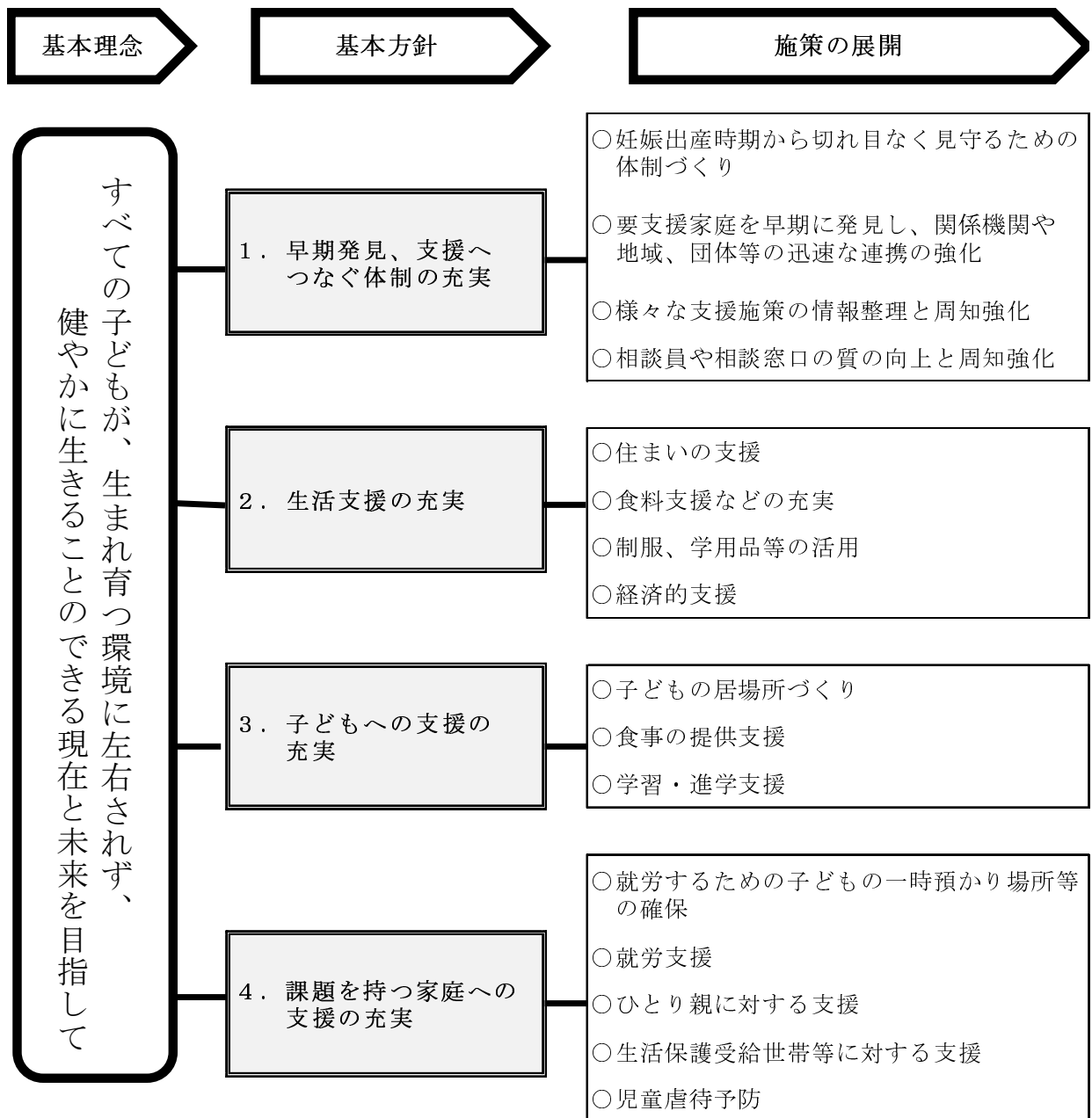
本計画は、生まれ育つ環境により、安心安全に心身健やかに成長できる環境や学習・体験の機会を得ることがかなわなくなっている子どもたちとその家庭を支援の対象とします。経済的な事情により生活困難状況にある家庭をはじめ、様々な理由で生活のしづらさを抱えている家庭の子どもが、本来子どもに与えられるべき権利を守り幸せに暮らすことができる伊那市を目指して推進するものです。

このため、本計画の基本理念を『すべての子どもが、生まれ育つ環境に左右されず、健やかに生きることのできる現在と未来を目指して』とします。

基本理念の実現に向けた4つの基本方針を掲げ、具体的な取組みを推進することで、未来を担う子どもたちを誰一人取り残すことのない社会に向けて、行政、関係機関、地域等が一体となって、課題を抱える家庭に寄り添い、個々の課題に応じた切れ目ない支援に努めます。

(2) 基本方針と施策の展開

施策体系



基本方針1 早期に気づき、支援へつなぐ体制の充実

生活に困難を抱える家庭や子どもに早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、地域・学校・関係団体・行政等の専門機関の連携を強化し、切れ目ない制度や支援を推進します。

様々な問題を抱える子どもやその家族が、社会や地域から孤立せず、支援制度を漏れなく受けることができるよう、全庁的な支援体制づくりを推進します。また、行政・関係機関・子どもに関わる事業を行う団体や地域等が一丸となり、子どもを見守る包括的な体制整備に努めます。

【施策の展開】

- 妊娠出産時期から切れ目なく見守るための体制づくり
 - ・妊娠、出産期のサポート事業
 - ・乳幼児健康診査での相談
 - ・子育て支援センター、保育園、学校等での相談
- 要支援家庭を早期に発見し、関係機関や地域、団体等の迅速な連携の強化
 - ・子ども相談室、児童発達支援センター等での相談支援
 - ・各支援会議等での情報共有、支援体制づくり
 - ・庁内各部署との連携
 - ・子育て支援団体、民生委員・児童委員、生活就労支援センター（まいさぼ）等との連携強化
 - ・相談の受付窓口にかかわらず、速やかな関係機関での連携体制の充実
- 様々な支援施策の情報整理と周知強化
 - ・各種給付金や助成制度などの情報案内
- 相談員や相談窓口の質の向上と周知強化
 - ・相談に応じる担当員等のスキルアップ
 - ・相談部門間の意思疎通
 - ・各種相談先の周知

基本方針2 生活支援の充実

子どもやその家族が安心して暮らせる生活環境の基盤を下支えするため、それぞれの生活状況に応じて、各種手当の支給やサービス等の様々な施策を組み合わせ、支援を行い、貧困防止に努めます。生活困難世帯に必要な支援が届くよう、経済的な支援を行い、将来的な自立に向け、子どもたちやその家庭が安心して生活していけるよう支援体制の充実を図ります。

【施策の展開】

○住まいの支援

- ・市営住宅（低所得世帯向き）、市営住宅（子育て住まい）、住宅確保給付金等優遇事業の実施

○食料支援などの充実

- ・「フードバンクいな」の活用、フードドライブ実施団体の増加

○制服、学用品等の活用

- ・制服や運動着、通学カバン等を卒業生からの提供により活用

○経済的支援

- ・生活保護費支給、児童手当支給、子どもの医療費助成、就学援助の実施

基本方針3 子どもへの支援の充実

生活困難世帯の子どもは、食事などの生活面や学習環境などにおいて十分ではない状況に置かれることがあり、子どもの心身の安定のためにも、家庭や学校以外の子どもの居場所が必要です。育つ環境により受けられる学びに差が出ないように、また子どもたちの将来の選択肢が狭められることのないよう、子どもの家庭環境に左右されない学習環境を整備し、基礎学力の定着や学習意欲の向上を図ります。

【施策の展開】

○子どもの居場所づくり

- ・子どもの未来応援事業

※市民・企業・団体等と協同し、子ども食堂運営支援や子どもの居場所づくりを行い、伊那市の子どもの育ちを応援する事業

- ・若者の居場所づくり、不登校・ひきこもり支援
- ・子どもを対象とした各種講座の開催
- ・市内文化施設の子どもの入館料の無料化
- ・市民参加による地域福祉（まちづくりの一環としての子どもの居場所）の推進

○食事の提供支援

- ・子ども食堂活動の実施
- ・学校給食の充実、学校給食費の支援
- ・食育の推進

○学習・進学支援

- ・学習支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・キャリア教育
- ・体験の提供や、学習の中での達成感・充足感による自己肯定感向上
- ・中間教室の運営

基本方針4 課題を持つ家庭への支援の充実

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保できるよう、保護者の就労支援や、就労を継続しやすい環境を整えることで、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

併せて、子どもに特性があったり、保護者の養育についての経験値が不足していたり、近くに頼る親族がいないなど、子どもの養育に課題のある保護者への支援を行います。

【施策の展開】

○就労するための子どもの一時預かり場所等の確保

- ・保育園、学童クラブでの保育の提供
- ・保育料、学童クラブ使用料の軽減
- ・ファミリー・サポート・センター事業、民間託児の充実

○就労支援

- ・生活就労支援センター（まいさぼ）、女性の就業支援事業（県）、ミニジョブカフェ（県・市共催）の活用

○ひとり親に対する支援

- ・ひとり親世帯就業支援（県）
- ・能力開発のための制度（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）活用
- ・家計管理に関する指導やアドバイス
- ・養育費確保に向けた情報提供
- ・児童扶養手当、ひとり親家庭の医療助成等の経済的支援
- ・母子寡婦福祉資金貸付金の活用

○生活保護受給世帯・生活困窮世帯等に対する支援

- ・生活就労支援センター（まいさぼ）での生活支援
- ・助産施設入所措置
- ・生活福祉資金貸付制度の活用

○児童虐待予防

- ・要保護児童対策地域協議会での対応
- ・養育支援訪問事業での対応
- ・保護者の養育力の向上（ペアレントトレーニングなど）
- ・ヤングケアラーのいる家庭への支援

(3)子どもの貧困対策に関する指標

国の参考値については、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年 11 月）より

基本方針	指 標		国(参考)	伊那市	
			直近値	直近値	算出方法
基本方針 1 早期発見、 支援へつなぐ 体制の充実	スクールソーシャルワーカー（SSW） による対応実績のある学校の割合	小学校	50.9%	93.3%	R2文部科学省 調査報告値
		中学校	58.4%	100.0%	R2文部科学省 調査報告値
	スクールカウンセラー（SC）の配置率	小学校	67.6%	100.0%	R2実績から
		中学校	89.0%	100.0%	R2実績から
	重要な事柄の相談で頼れる相手がいない と答えた人の割合	ひとり親世帯	8.9%	6.4%	R2子どもの生 活状況調査
		貧困層	7.2%	4.9%	R2子どもの生 活状況調査
	いざという時のお金の援助で頼れる相 手がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	25.9%	20.0%	R2子どもの生 活状況調査
		貧困層	20.4%	15.1%	R2子どもの生 活状況調査
基本方針 2 生活支援の 充実	ひとり親世帯の滞納経験	電気料金	14.8%	12.3%	R2子どもの生 活状況調査
		ガス料金	17.2%	9.3%	R2子どもの生 活状況調査
		水道料金	13.8%	10.1%	R2子どもの生 活状況調査
	子どもがいる全世帯の滞納経験	電気料金	5.3%	3.2%	R2子どもの生 活状況調査
		ガス料金	6.2%	2.3%	R2子どもの生 活状況調査
		水道料金	5.3%	3.0%	R2子どもの生 活状況調査
	食料が買えない経験	ひとり親世帯	34.9%	25.9%	R2子どもの生 活状況調査
		子どもがいる 世帯	16.9%	10.8%	R2子どもの生 活状況調査
	衣服が買えない経験	ひとり親世帯	39.7%	31.4%	R2子どもの生 活状況調査
		子どもがいる 世帯	20.9%	13.6%	R2子どもの生 活状況調査
	子供の貧困率 ※伊那市分については参考値 (収入ベースの貧困線275万円)		13.9%	12.0%	R2子どもの生 活状況調査
	ひとり親世帯の貧困率 ※伊那市分については参考値 (収入ベースの貧困線275万円)		50.8%	71.3%	R2子どもの生 活状況調査

基本方針3 子どもへの 支援の充実	無料の学習支援を利用したことが ある割合	小学生 全体	—	3.7%	R2子どもの生 活状況調査
		小学生 ひとり親家庭	—	10.9%	R2子どもの生 活状況調査
		中学生 全体	—	5.1%	R2子どもの生 活状況調査
		中学生 ひとり親家庭	—	9.3%	R2子どもの生 活状況調査
基本方針4 課題を持つ 保護者への 支援の充実	ひとり親世帯の親の就業率	母子家庭	80.8%	84.8%	R2子どもの生 活状況調査
		父子家庭	88.1%	88.5%	R2子どもの生 活状況調査
	ひとり親世帯の親の正規の職員 ・従業員の割合	母子家庭	44.4%	57.3%	R2子どもの生 活状況調査
		父子家庭	69.4%	80.8%	R2子どもの生 活状況調査
	ひとり親世帯で養育費について取り 決めている割合	母子家庭	42.9%	55.0%	R2子どもの生 活状況調査
		父子家庭	20.8%	23.1%	R2子どもの生 活状況調査
	ひとり親世帯で養育費を受け取って いない割合	母子家庭	69.8%	44.4%	R2子どもの生 活状況調査
		父子家庭	90.2%	57.7%	R2子どもの生 活状況調査

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

複雑多様化している子どもの貧困問題に対する施策は広範囲にわたることから、本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が連携して施策の推進を図ります。「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、各種個別計画で実施している関連事業を一体的に推進する必要があるため、庁内での課題の共有とそれに応じた施策や事業を推進するために各担当課との連携を強化し、市全体で子どもの貧困対策に努めます。

必要に応じて、子ども・子育て審議会の意見を聞きながら、計画を推進します。

また、市民、関連団体、NPO、企業等との連携も重要です。様々な機関と情報共有しながら、市民全体での取組みを進めます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたり毎年1回、施策・事業の取組状況について調査を行います。調査結果は子ども・子育て審議会で報告し、いただいた意見を取り入れながら進行管理を進めます。また、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】の理念を活用し、各事業の検証を行うとともに、必要に応じた計画の見直し・改善を図ります。

